

新株式発行並びに株式売出届出目論見書
平成28年5月


株式会社ホープ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式130,900千円（見込額）の募集及び株式221,900千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式56,280千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年5月13日に福岡財務支局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ホープ

福岡市中央区薬院一丁目14番5号 MG薬院ビル

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の内容

当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、「財政難に苦しむ地方自治体向けに新たな自主財源確保を」を合言葉に、自治体の自主財源確保を支援するPPS事業（Public Private Sharing）を行っております。なお、PPSとは、自治体が有する公共資産等を民間と共有することで、自治体には自主財源の確保を、民間には事業活動や販売促進活動の機会を提供するという両者双繁栄のサービスを行うことを意味しております。当社はPPS事業の単一セグメントですが、PPS事業を、「財源確保支援サービス」、「営業活動支援サービス」及び「情報プラットフォームサービス」の3つのサービスに区分しております。

PPS事業における各サービスの具体的な内容は次のとおりであります。

(1) 財源確保支援サービス

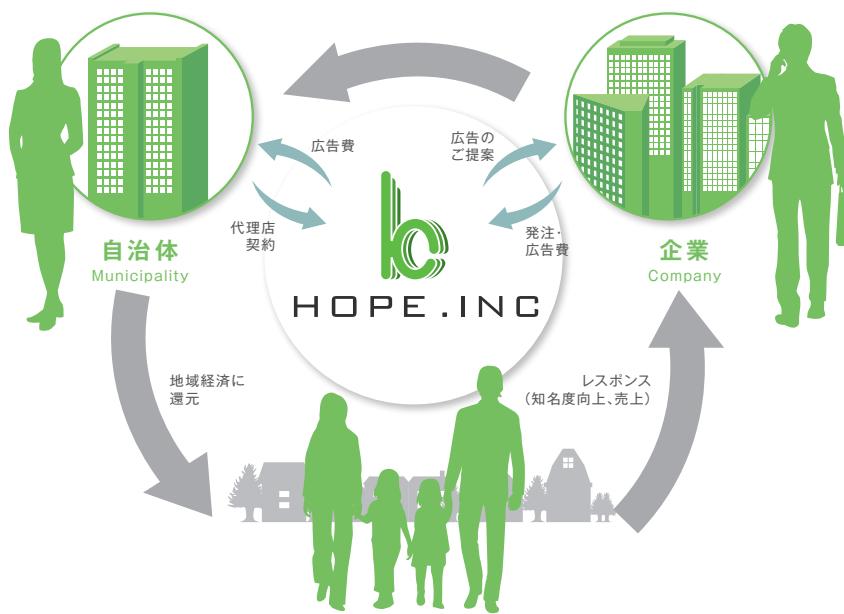
財源確保支援サービスでは、自治体が有するホームページや広報紙等の広告枠を仕入れ、民間企業に販売するDS（デッドスペース）サービス、及び自治体が住民向けに発行する子育て情報冊子等のデザイン・制作業務を当社が行い、自治体に寄贈するMC（メディアクリエーション）サービスを行っております。なお、財源確保支援サービスは現在当社の主たるサービスであり、売上高の大半を占めております。

「自治体」のメリット

- ◎財源確保
- ◎公共スペース・広報物の活用
- ◎地方経済の活性化

「企業」のメリット

- ◎地域に根差した情報発信
- ◎信頼感のある企業イメージ
- ◎費用対効果の高い広告展開



「地域」のメリット

- ◎地方財源の不安・負担軽減
- ◎増収による公共サービス向上
- ◎情報&サービスの提供

① DS(デッドスペース)サービス

DSサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の遊休スペースの有効活用を支援するという特徴があります。従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しな

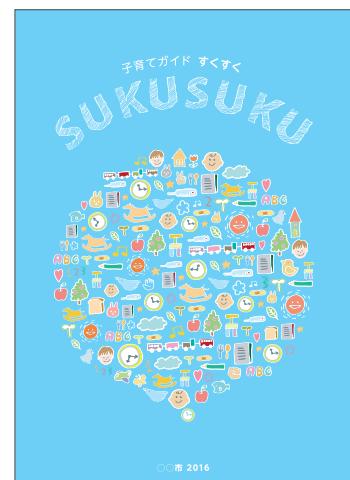
ければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もありました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

② MC(メディアクリエーション)サービス

MCサービスは、住民向けに自治体が発行する子育て情報冊子等について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子等を自治体に寄贈するサービスであります。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となる他、デザイン性の高い情報冊子等の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱媒体は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子(注)」ですが、介護関連分野や住宅関連分野への展開も進めております。

(注) 厚生労働省による「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の一環として子育て支援に関する情報を提供するために作成される冊子。



(2) 営業活動支援サービス

営業活動支援サービスでは、財源確保支援サービスでの自治体との取引実績・ノウハウ等を活用して、事業会社(委託者)の商品・サービスについて自治体への営業・提案の代行を行う「営業代行サービス」、及び自治体に対し商品やサービスのニーズ等に関する調査を行う「マーケティングリサーチサービス」を行っております。

① 営業代行サービス

営業代行サービスでは、自治体に対し、事業会社の商品やサービスに関する営業・提案を行っておられます。また、提案業務の一環として、業務提携先であるBIJIN&Co.(株)が開発したシステム「クラウドキャスティング(注)」の利用提案を行っております。

(注) BIJIN&Co.(株)の登録商標であり、アスリートやタレント等著名人へのイベント出演依頼をWeb上で行えるシステム。

② マーケティングリサーチサービス

自治体に対し、事業会社の商品やサービスのニーズ等に関する調査を行っております。事例としては、市役所内の業務環境改善の一環としてコーヒーメーカーの設置に関する調査やWi-Fi環境の整備状況に関する調査等が挙げられます。

(3) 情報プラットフォームサービス

情報プラットフォームサービスは、自治体が発行する広報紙を含め様々な紙媒体の情報メディアを発行自治体との協定に基づき電子メディア化しスマートフォン対応アプリ「i 広報紙」に掲載するサービス、及び発信情報を住民目線で再編集し、同アプリで閲覧できるサービス（地域住民向け自治体コンテンツのキュレーションサービス（注））を行っております。なお、キュレーションサービスは「子ども（子育て）」「イベント」「福祉（介護）」「仕事」といったテーマごとの切り口で自治体情報を横断的に閲覧できるサービスです。現在、自治体による広報紙等の掲載、ユーザーによるダウンロードや情報の閲覧といったサービスは無料で提供しており、アプリ内に掲示される広告により収入を得ております。平成28年4月現在、380の自治体がi 広報紙を導入しており、DL数も12万に達しております。

（注）ウェブ上のコンテンツを、ある特定のテーマや切り口で読みやすくまとめ・編集・共有・公開するサービス。

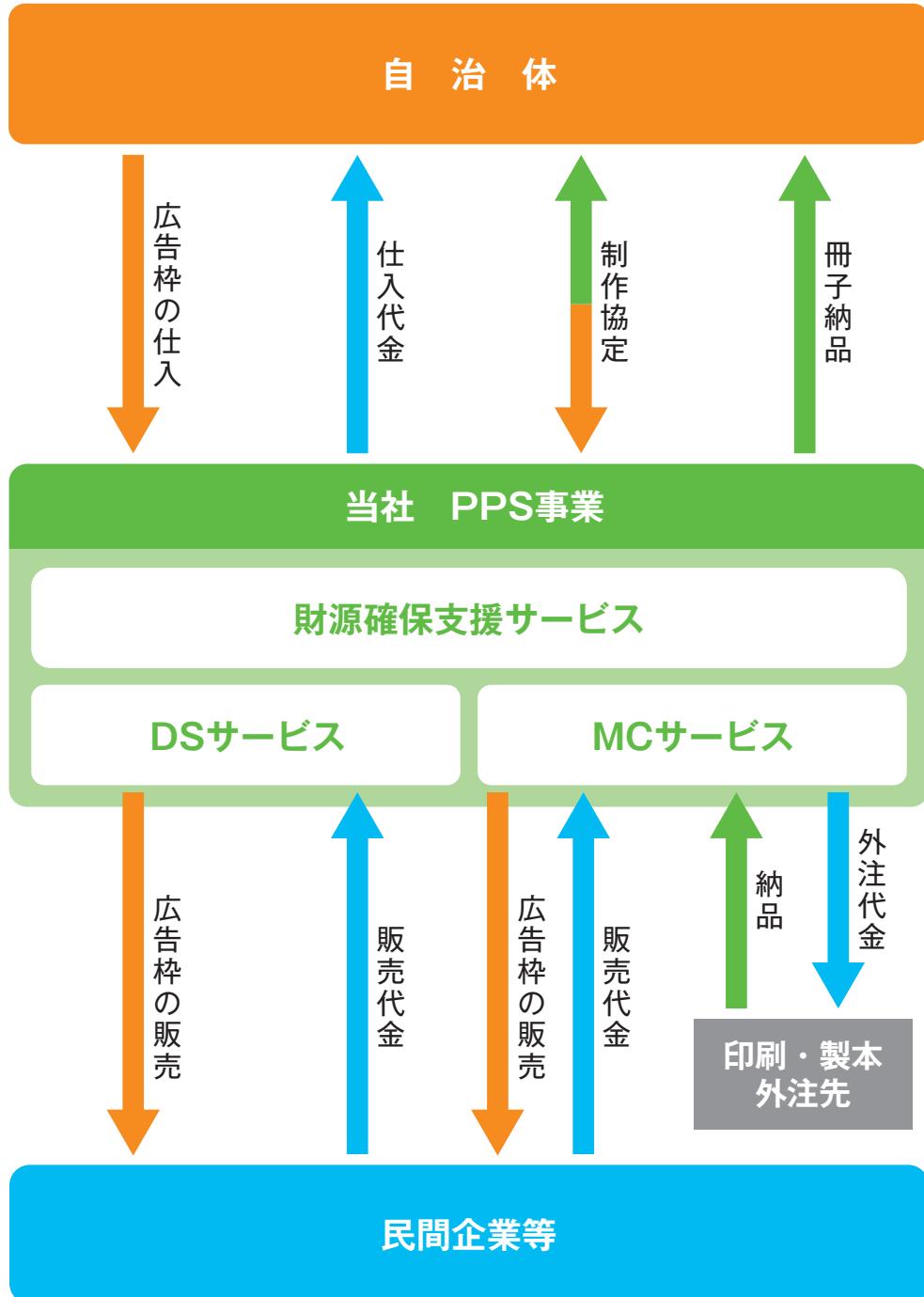


なお、財源確保支援サービスにおける主な媒体種別の一覧及び特徴は次のとおりであります。

媒体種別	特 徴	イメージ
ホームページ バナー	自治体のホームページ上に設けた広告枠を販売します。 自治体のホームページ訪問者へ訴求する広告を掲載できるという特徴があります。	
広報紙	自治体が発行する広報紙内に設けた広告枠を販売します。 定期的に発行され、地域住民へ個別に配布されるため、リーチ力に優れた広告を掲載できるという特徴があります。	
公務員 給与明細	公務員の給与明細書内に設けた広告枠を販売します。 公務員への給与支給の都度配布され、公務員という一定のターゲットへ訴求する広告を掲載できるという特徴があります。	
カレンダー	ごみ収集カレンダーや市民イベントカレンダー等に設けた広告枠を販売します。 家庭で長期的に保存され閲覧されるという特徴があります。	
各種封筒等	納税通知書送付用封筒や各種健診通知用封筒、介護保険通知書送付用封筒等の自治体が送付する封筒に設けた広告枠を販売します。 封筒種別によってターゲットを特定でき、必ず手元に届くという特徴があります。	
庁舎等内外	自治体の庁舎等内外（窓口カウンター部、エレベーターの扉、掲示板・壁面など）を広告枠として利用し、販売します。 庁舎等に勤める公務員をメインターゲットとし、訪れる市民も含めて訴求する広告を掲載できるという特徴があります。	
デジタル サイネージ	デジタルサイネージ化された公有財産に流れる映像内に広告を放映します。 近年注目される媒体であり、不特定多数の市民等をターゲットとした広告を掲載できるという特徴があります。	
公共車車体	自治体の保有する車両（例 ゴミ収集車、公用車）に設けた広告枠を販売します。 掲示されるタイプの広告としては一定の場所に留まらないという特徴があります。	
子育て情報 冊子	子供が生まれた家庭向けに自治体から配布される子育て情報冊子に設けた広告枠を販売します。 母親世代へ直接的に配布されるため、母親という一定のターゲットへ訴求する広告を掲載するという特徴があります。	

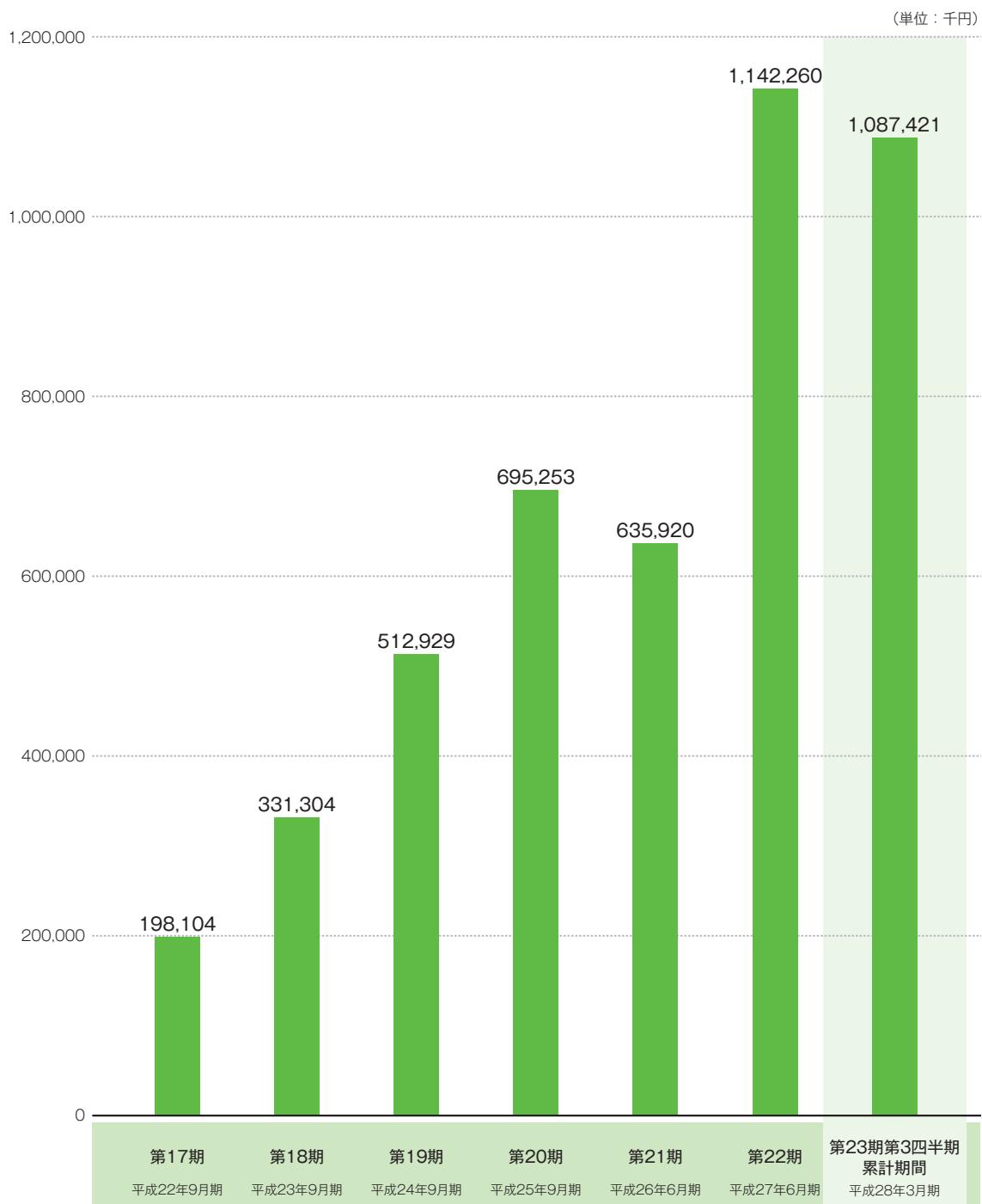
事業系統図

当社の主要なサービスである、財源確保支援サービスの事業系統図は以下のとおりであります。



2. 事業の概況

▶ 売上高構成



(注) 1. 第21期は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であります。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 業績等の推移

▶ 提出会社の経営指標等

(単位:千円)

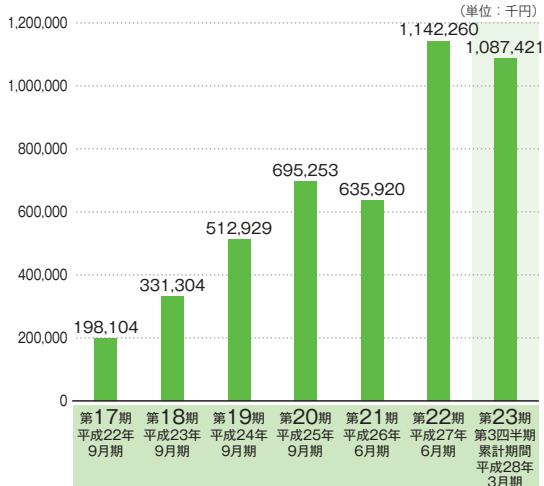
回 次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期 第3四半期
決 算 年 月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年3月
売上高	198,104	331,304	512,929	695,253	635,920	1,142,260	1,087,421
経常利益又は経常損失(△)	2,721	11,036	4,823	4,261	△30,559	71,258	49,614
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	2,206	6,702	2,307	△2,725	△34,630	47,585	24,784
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—	—
資本金	46,200	46,200	46,200	128,667	128,667	128,667	128,667
発行済株式総数 (うち普通株式) (株)	924 (924)	924 (924)	924 (924)	1,178 (790)	1,178 (790)	1,178 (790)	1,178,000 (1,178,000)
(うちA種優先株式)	—	—	—	(157)	(157)	(157)	—
(うちB種優先株式)	—	—	—	(231)	(231)	(231)	—
純資産額	39,943	46,646	48,723	211,219	176,907	224,630	248,645
総資産額	180,016	250,494	379,179	707,614	850,244	1,231,279	951,997
1株当たり純資産額 (円)	43,229.12	50,482.79	52,731.00	45,305.18	15.92	56.43	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	3,158.86	7,253.66	2,497.39	△2,846.25	△29.40	40.40	21.04
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.2	18.6	12.8	29.8	20.8	18.2	26.1
自己資本利益率 (%)	7.3	15.5	4.8	△2.1	△17.9	23.7	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	△12,698	64,331	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	△17,106	4,257	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	△11,391	△4,353	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	—	242,244	306,480	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	5 (1)	9 (1)	12 (1)	26 (3)	50 (7)	59 (9)	— (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 第21期は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であります。
 3. 売上高には消費税等は含まれておらずません。
 4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載していません。
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第17期から第20期は潜在株式が存在しないため、第21期は1株当たり当期純損失金額であり、また新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第22期及び第23期第3四半期は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。
 6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 7. 第17期、第18期、第19期及び第20期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないためキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 8. 上記の財務諸表及び四半期財務諸表について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しております。なお、第21期及び第22期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第17期、第18期、第19期及び第20期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第23期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
 9. 平成28年2月16日付で取得条項付株式の取得事由が生じたため、A種優先株式157株及びB種優先株式231株を自己株式として同日付で取得し、対価として普通株式388株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式については、取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき全て消却いたしました。これにより、発行済株式総数(普通株式)は388株増加し、1,178株となりました。
 10. 平成28年3月31日付で株式1につき1,000株の株式分割を行っており、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
 11. 第23期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第23期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、純資産額及び自己資本比率については、第23期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
 12. 当社は、平成28年3月31日付で株式1につき1,000株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛て通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)及び証券会員制法人福岡証券取引所の定める会員証券会社宛通知「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(平成20年5月12日付福岡証券自規第20号)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第17期、第18期、第19期及び第20期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

回 次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期 第3四半期
決 算 年 月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年3月
1株当たり純資産額 (円)	43.23	50.48	52.73	45.31	15.92	56.43	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	3.16	7.25	2.50	△2.85	△29.40	40.40	21.04
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)						

13. 平成28年4月12日付で第2回新株予約権56個について権利行使されたことにより、発行済株式総数は56,000株増加し、1,234,000株となりました。

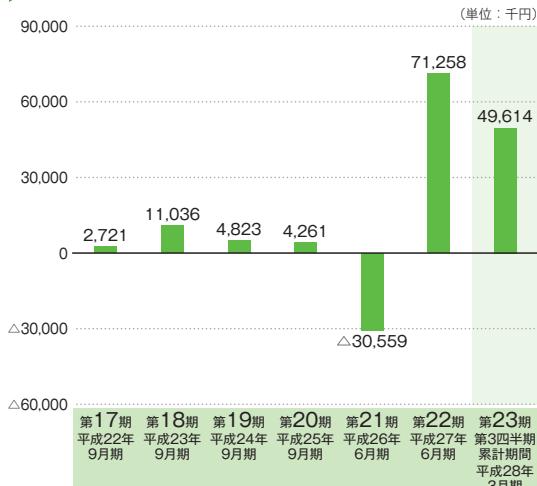
▶ 売上高



▶ 純資産額／総資産額



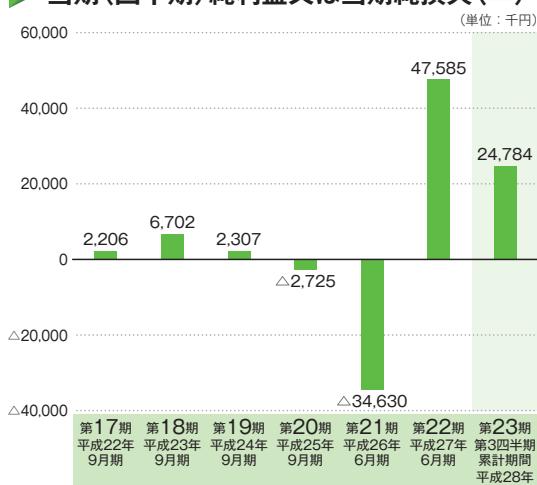
▶ 経常利益又は経常損失(△)



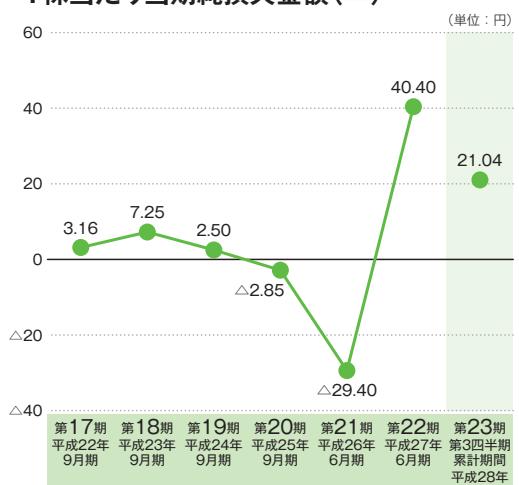
▶ 1株当たり純資産額



▶ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



▶ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 1. 第21期は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であります。

2. 当社は、平成28年3月3日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」では、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 業績等の概要	20
2. 生産、受注及び販売の状況	22
3. 対処すべき課題	23
4. 事業等のリスク	25
5. 経営上の重要な契約等	29
6. 研究開発活動	29
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	41
3. 配当政策	41
4. 株価の推移	41
5. 役員の状況	42
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	44

第5 経理の状況	49
1. 財務諸表等	50
(1) 財務諸表	50
(2) 主な資産及び負債の内容	99
(3) その他	102
第6 提出会社の株式事務の概要	103
第7 提出会社の参考情報	104
1. 提出会社の親会社等の情報	104
2. その他の参考情報	104
第四部 株式公開情報	105
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	105
第2 第三者割当等の概況	108
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	108
2. 取得者の概況	110
3. 取得者の株式等の移動状況	111
第3 株主の状況	112
[監査報告書]	114

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	福岡財務支局長	
【提出日】	平成28年5月13日	
【会社名】	株式会社ホープ	
【英訳名】	HOPE, INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 時津 孝康	
【本店の所在の場所】	福岡市中央区薬院一丁目14番5号 MG薬院ビル	
【電話番号】	092-716-1404 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大島 研介	
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区薬院一丁目14番5号 MG薬院ビル	
【電話番号】	092-716-1404 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大島 研介	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	130,900,000円 221,900,000円 56,280,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	110,000（注）2.	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1. 平成28年5月13日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年5月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち5,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会（名称：ホーリー従業員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成28年5月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式40,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成28年6月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年5月26日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	110,000	130,900,000	70,840,000
計（総発行株式）	110,000	130,900,000	70,840,000

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、東証の定める「有価証券上場規程施行規則」及び福証の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「取引所の定める有価証券上場規程施行規則等」と総称する。）により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年5月13日開催の取締役会決議に基づき、平成28年6月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は154,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年6月7日(火) 至 平成28年6月10日(金)	未定 (注) 4.	平成28年6月14日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年5月26日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年6月6日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年5月26日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年6月6日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年5月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年6月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年6月15日（水）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年5月30日から平成28年6月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、東証の「有価証券上場規程」及び福証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社佐賀銀行 博多支店	福岡県福岡市博多区綱場町5番14号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年6月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	110,000	—

(注) 1. 平成28年5月26日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年6月6日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
141, 680, 000	11, 000, 000	130, 680, 000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,400円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないとため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額130,680千円については、「1 新規発行株式」の（注）5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限51,777千円と合わせた、合計手取概算額上限182,457千円について、当社は人件費等として次の①のとおり、設備資金等として次の②及び③のとおりに充当する予定であります。

- ① 当社の事業拡大を目的とした人員増強のための人材紹介料、採用広告料及び人件費として101,000千円（平成29年6月期に45,000千円、平成30年6月期に56,000千円）を充当いたします。
- ② 当社の事業拡大を目的とした業務の効率化及び収益性の向上のためのIT設備投資資金として18,000千円（平成29年6月期に10,000千円、平成30年6月期に8,000千円）を充当いたします。
- ③ 事業規模拡大、人員増加に伴う増床のための敷金、設備資金等として52,200千円（平成29年6月期に39,000千円、平成30年6月期に13,200千円）を充当いたします。

残額につきましては、新規事業の開発・運転資金として充当いたします。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年6月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	158,500 221,900,000	福岡県福岡市中央区 時津 孝康 66,000株 福岡県福岡市中央区 久家 昌起 34,000株 佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号 佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号 23,000株 福岡県福岡市早良区 岸 哲也 10,000株 福岡県福岡市早良区 岸 政代 10,000株 福岡県福岡市早良区 中村 望 8,000株 福岡県福岡市中央区 森 新平 7,500株
計(総売出株式)	—	158,500 221,900,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等により規定されています。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,400円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 6月 7日(火) 至 平成28年 6月10日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目 5番 1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年6月6日）に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	40,200	56,280,000 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 40,200株
計(総売出株式)	—	40,200	56,280,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しがあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式40,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東証又は福証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,400円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 6月 7日(火) 至 平成28年 6月10日(金)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのためには、主幹事会社が当社株主である時津孝康（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式40,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 40,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注) 2.
(4)	払込期日	平成28年6月28日 (火)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成28年5月26日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成28年6月6日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成28年6月15日から平成28年6月23日までの間、貸株人から借り入れる株式の返還を目的として、東証又は福証においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバートー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバートー取引により取得した株式については、貸株人から借り入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバートー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバートー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバートー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出入人かつ貸株人である時津孝康、売出入人である久家昌起、岸哲也、岸政代、森新平及び中村望、当社株主である株式会社E.T.、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund IV, L.P.、佃秀一郎、和出憲一郎、時津守、時津由記子、廣田商事株式会社、大島研介、齋藤陽子及び星隈文子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成28年9月12日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東証又は福証における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東証又は福証での売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。なお、ロックアップ対象株式は、上記株主の所有する当社株式のうち983,100株であります。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年5月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年6月	平成27年6月
売上高 (千円)	198,104	331,304	512,929	695,253	635,920	1,142,260
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	2,721	11,036	4,823	4,261	△30,559	71,258
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	2,206	6,702	2,307	△2,725	△34,630	47,585
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	46,200	46,200	46,200	128,667	128,667	128,667
発行済株式総数 (株) (うち普通株式) (うちA種優先株式) (うちB種優先株式)	924 (924) — —	924 (924) — —	924 (924) — —	1,178 (790) (157) (231)	1,178 (790) (157) (231)	1,178 (790) (157) (231)
純資産額 (千円)	39,943	46,646	48,723	211,219	176,907	224,630
総資産額 (千円)	180,016	250,494	379,179	707,614	850,244	1,231,279
1株当たり純資産額 (円)	43,229.12	50,482.79	52,731.00	45,305.18	15.92	56.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	3,158.86	7,253.66	2,497.39	△2,846.25	△29.40	40.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.2	18.6	12.8	29.8	20.8	18.2
自己資本利益率 (%)	7.3	15.5	4.8	△2.1	△17.9	23.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△12,698	64,331
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△17,106	4,257
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△11,391	△4,353
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	242,244	306,480
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	5 (1)	9 (1)	12 (1)	26 (3)	50 (7)	59 (9)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第21期は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であります。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、第17期から第20期は潜在株式が存在しないため、第21期は 1 株当たり当期純損失金額であり、また新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第22期は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第17期、第18期、第19期及び第20期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないためキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 上記の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、第21期及び第22期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第17期、第18期、第19期及び第20期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 平成28年 2月 16日付で取得条項付株式の取得事由が生じたため、A種優先株式157株及びB種優先株式231株を自己株式として同日付で取得し、対価として普通株式388株を交付しております。なお、当社が取得した A種優先株式及びB種優先株式については、取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき全て消却いたしました。これにより、発行済株式総数（普通株式）は388株増加し、1,178株となりました。
10. 平成28年 3月 3日付で株式 1 株につき1,000株の株式分割を行っており、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
11. 当社は、平成28年 3月 3日付で株式 1 株につき1,000株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成24年 8月 21日付東証上審第133号）及び証券会員制法人福岡証券取引所の定める会員証券会社宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成20年 5月 12日付福証自規第20号）に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第17期、第18期、第19期及び第20期の数値（1 株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成22年 9月	平成23年 9月	平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 6月	平成27年 6月
1 株当たり純資産額（円）	43.23	50.48	52.73	45.31	15.92	56.43
1 株当たり当期純利益 金額又は 1 株当たり当 期純損失金額（△）	3.16	7.25	2.50	△2.85	△29.40	40.40
潜在株式調整後 1 株當 たり当期純利益金額	—	—	—	—	—	—
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間 配当額)	—	—	—	—	—	—
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

12. 平成28年 4月 12日付で第 2 回新株予約権56個について権利行使されたことにより、発行済株式総数は56,000株増加し、1,234,000株となりました。

2 【沿革】

当社の代表取締役社長である時津孝康は、大学在学中の平成17年初頭、地方公共団体等の行政機関（以下「自治体」という。）の有する資産の中に事業として活用可能な未利用資源（遊休スペース）が存在することに気づき、休眠状態にあった有限会社時津建設（平成5年10月設立、資本金3,000千円、本店福岡県朝倉郡夜須町（現筑前町））を引き継ぎ、同年2月に商号を有限会社ホープ・キャピタルに変更のうえ、代表取締役社長に就任いたしました。

以降、現在までの主な変遷は次のとおりあります。

年月	概要
平成17年2月	福岡県朝倉郡夜須町（現筑前町）にて有限会社ホープ・キャピタルとして事業を開始
平成18年6月	自治体が保有する遊休資産・未利用スペースの広告事業化を行う「デッドスペースサービス（以下「D Sサービス」という。）」を開始
平成19年5月	有限会社を改組し、商号を株式会社ホープ・キャピタル（資本金3,000千円）に変更
平成21年4月	商号を株式会社ホープに変更
平成21年5月	規模拡大に伴い本社を福岡市中央区天神に移転
平成23年11月	規模拡大に伴い本社を福岡市中央区薬院に移転
平成24年8月	一般財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマークの認証を取得
平成25年3月	情報セキュリティマネジメントシステムのI S M S（ISO 27001：2013）の認証を取得
平成25年9月	自治体情報誌の制作無償請負を行う「メディアクリエーションサービス（以下、「MCサービス」という。）」を開始
平成26年5月	決算期を9月から6月に変更
平成26年7月	広報紙等自治体情報配信アプリ「i 広報紙」を正式にリリースし、「情報プラットフォームサービス」を開始
平成26年8月	自治体向け営業活動の支援・代行等を行う「営業活動支援サービス」を開始

3 【事業の内容】

当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、「財政難に苦しむ地方自治体向けに新たな自主財源確保を」を合言葉に、自治体の自主財源確保を支援するP P S事業（Public Private Sharing）を行っております。なお、P P Sとは、自治体が有する公共資産等を民間と共有することで、自治体には自主財源の確保を、民間には事業活動や販売促進活動の機会を提供するという両者双発のサービスを行うことを意味しております。当社はP P S事業の単一セグメントでありますが、P P S事業を、その事業モデルに応じて「財源確保支援サービス」、「営業活動支援サービス」及び「情報プラットフォームサービス」の3つのサービスに区分しております。

P P S事業における各サービスの具体的な内容は次のとおりであります。

(1) 財源確保支援サービス

財源確保支援サービスでは、自治体が有するホームページや広報紙等の広告枠を仕入れ、民間企業に販売するD Sサービス、及び自治体が住民向けに発行する子育て情報冊子等のデザイン・制作業務を当社が行い、自治体に寄贈するMCサービスを行っております。なお、財源確保支援サービスは現在当社の主たるサービスであり、売上高の大半を占めております。

① D S（デッドスペース）サービス

D Sサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の遊休スペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものと言わっております。平成16年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、平成17年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました（注）。しかしながら、従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もありました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

（注） 「自治体の収入増加に関する調査研究」（平成22年3月 財団法人地方自治研究機構）による。

② MC（メディアクリエーション）サービス

MCサービスは、住民向けに自治体が発行する子育て情報冊子等について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子等を自治体に寄贈するサービスであります。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となる他、デザイン性の高い情報冊子等の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱媒体は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子（注）」ですが、介護関連分野や住宅関連分野への展開も進めております。

（注） 厚生労働省による「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の一環として子育て支援に関する情報を提供するために作成される冊子。

(2) 営業活動支援サービス

営業活動支援サービスでは、財源確保支援サービスでの自治体との取引実績・ノウハウ等を活用して、事業会社（委託者）の商品・サービスについて自治体への営業・提案の代行を行う「営業代行サービス」、及び自治体に対し商品やサービスのニーズ等に関する調査を行う「マーケティングリサーチサービス」を行っております。

① 営業代行サービス

営業代行サービスでは、自治体に対し、事業会社の商品やサービスに関する営業・提案を行っております。また、提案業務の一環として、業務提携先であるBIJIN&Co.株が開発したシステム「クラウドキャスティング（注）」の利用提案を行っております。

（注） BIJIN&Co.株の登録商標であり、アスリートやタレント等著名人へのイベント出演依頼をWeb上で行えるシステム。

② マーケティングリサーチサービス

自治体に対し、事業会社の商品やサービスのニーズ等に関する調査を行っております。事例としては、市役所内の業務環境改善の一環としてコーヒーメーカーの設置に関する調査やWi-Fi環境の整備状況に関する調査等が挙げられます。

(3) 情報プラットフォームサービス

情報プラットフォームサービスは、自治体が発行する広報紙を含め様々な紙媒体の情報メディアを発行自治体との協定に基づき電子メディア化しスマートフォン対応アプリ「i広報紙」に掲載するサービス、及び発信情報を住民目線で再編集し、同アプリで閲覧できるサービス（地域住民向け自治体コンテンツのキュレーションサービス（注））を行っております。なお、キュレーションサービスは「子ども（子育て）」「イベント」「福祉（介護）」「仕事」といったテーマごとの切り口で自治体情報を横断的に閲覧できるサービスです。現在、自治体による広報紙等の掲載、ユーザーによるダウンロードや情報の閲覧といったサービスは無料で提供しており、アプリ内に掲示される広告により収入を得ております。平成28年4月現在、380の自治体がi広報紙を導入しており、DL数も12万に達しております。

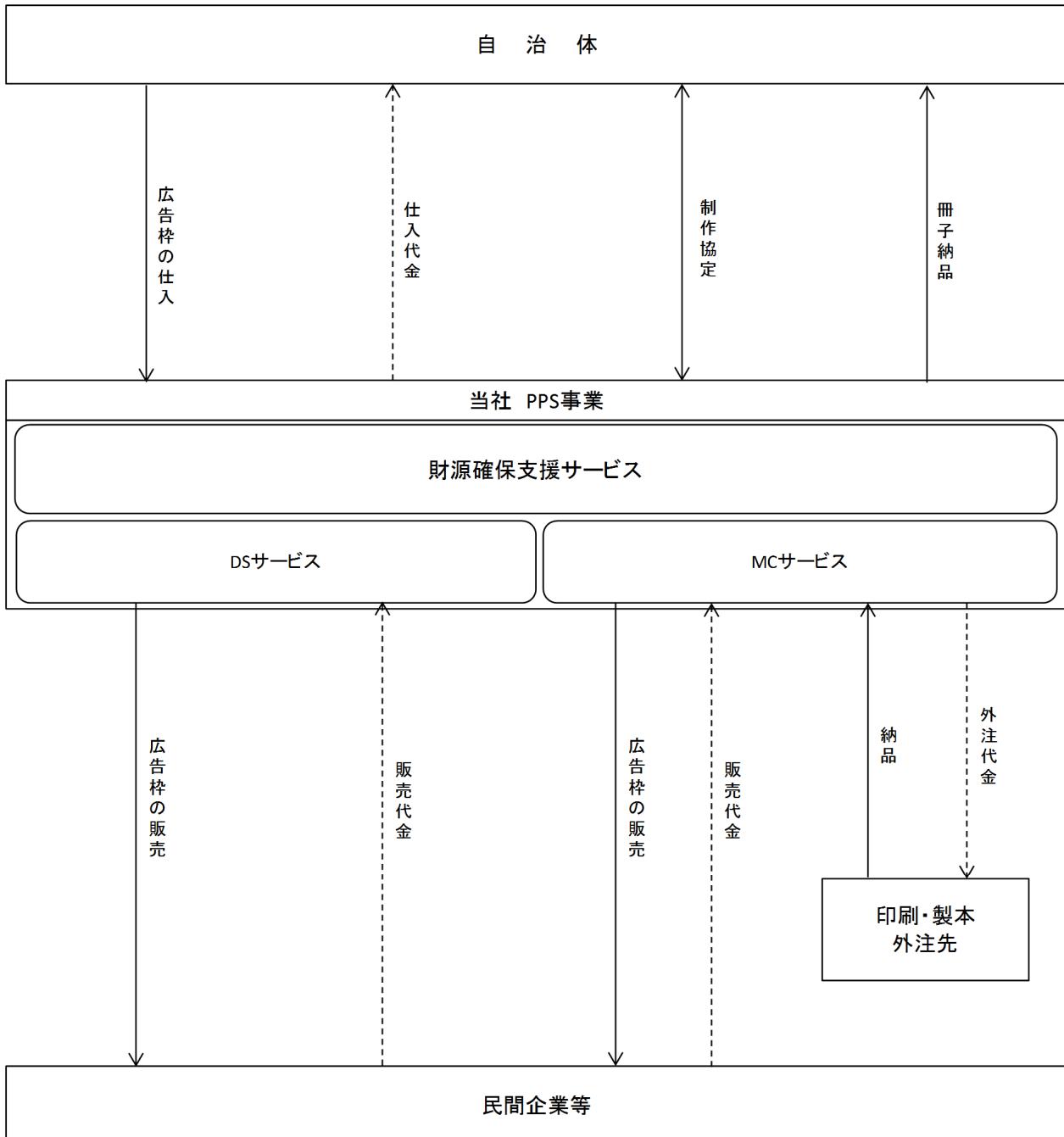
（注） ウェブ上のコンテンツを、ある特定のテーマや切り口で読みやすくまとめ、編集・共有・公開するサービス。

なお、財源確保支援サービスにおける主な媒体種別の一覧及び特徴は次のとおりであります。

媒体種別	特徴	イメージ
ホームページbanner	自治体のホームページ上に設けた広告枠を販売します。 自治体のホームページ訪問者へ訴求する広告を掲載できるという特徴があります。	
広報紙	自治体が発行する広報紙内に設けた広告枠を販売します。 定期的に発行され、地域住民へ個別に配布されるため、リーチ力に優れた広告を掲載できるという特徴があります。	
公務員給与明細	公務員の給与明細書内に設けた広告枠を販売します。 公務員への給与支給の都度配布され、公務員という一定のターゲットへ訴求する広告を掲載できるという特徴があります。	
カレンダー	ごみ収集カレンダーや市民イベントカレンダー等に設けた広告枠を販売します。 家庭で長期的に保存され閲覧されるという特徴があります。	
各種封筒等	納税通知書送付用封筒や各種健診通知用封筒、介護保険通知書送付用封筒等の自治体が送付する封筒に設けた広告枠を販売します。 封筒種別によってターゲットを特定でき、必ず手元に届くという特徴があります。	
庁舎等内外	自治体の庁舎等内外（窓口カウンター部、エレベーターの扉、掲示板・壁面など）を広告枠として利用し、販売します。 庁舎等に勤める公務員をメインターゲットとし、訪れる市民も含めて訴求する広告を掲載できるという特徴があります。	
デジタルサイネージ	デジタルサイネージ化された公有財産に流れる映像内に広告を放映します。 近年注目される媒体であり、不特定多数の市民等をターゲットとした広告を掲載できるという特徴があります。	
公共車車体	自治体の保有する車両（例 ゴミ収集車、公用車）に設けた広告枠を販売します。 掲示されるタイプの広告としては一定の場所に留まらないという特徴があります。	
子育て情報冊子	子供が生まれた家庭向けに自治体から配布される子育て情報冊子に設けた広告枠を販売します。 母親世代へ直接的に配布されるため、母親という一定のターゲットへ訴求する広告を掲載するという特徴があります。	

[事業系統図]

当社の主要なサービスである、財源確保支援サービスの事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
82 (9)	26.4	1.8	3,097

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、()書きは外書きで臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、派遣社員）は最近1年間の平均雇用者数（1日8時間換算）を記載しております。なお、当社から社外への出向者、社外から当社への受入出向者はおりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 最近日までの1年間において従業員数が20名増加しております。主な理由は業容の拡大に伴い、定期及び期中採用が増加したことによるものであります。
4. 当社は、P P S事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第22期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当事業年度における我が国の経済は、政府・日銀の積極的な経済・金融政策を背景に、企業収益の改善、雇用の持ち直しや賃金の上昇などにより、緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界的には、米国経済は堅調に推移しているものの、新興国における成長率の鈍化や相次ぐ政情不安により先行き不透明な状況が続きました。また、地方財政は、総務省発表の「地方財政の状況」（平成27年3月発表）によれば、平成25年度の歳入は101兆998億円（前年比1.3%増）、歳出は97兆4,120億円（前年比1.0%増）となっており、歳入の増加が歳出の増加を上回る結果となりました。これは、個人住民税、法人関係二税の増加等による地方税の増加並びに国の経済対策及び普通建設事業支出金の増加等による国庫支出金の増加が、東日本大震災復興交付金や地方交付税の減少を上回ったこと等によるものです。また、歳入のうち、当社の行うP P S事業に関する財産収入は、6,152億円（前年比6.3%増）となりました。一方で、歳出のうち、自治体の広報印刷物の外注作成費に関する需用費は、1兆6,633億円（前年比1.4%増）となりました。

当社を取り巻く広告業界におきましては、企業の先行き経済への期待感や収益改善により、堅調に推移いたしました。経済産業省発表の「特定サービス産業動態統計調査」（平成27年3月発表）によれば、平成26年の我が国における広告業の売上高は5兆7,684億円（前年比3.5%増）となっており、5年連続の増加となっております。これは、消費税率引上げ前の駆け込み需要やソチオリンピック2014などで伸長した後、消費税率引上げによる反動などがあったものの、2014FIFAワールドカップブラジル大会などにより緩やかに成長したためです。業務種類別では、「テレビ」（同3.5%増）、「ラジオ」（同0.1%増）、「交通広告」（同2.2%増）、「海外広告」（同18.7%増）、「インターネット広告」（同13.0%増）、「その他」（同6.3%増）が増加しております。

このような環境の中で、当社は、企業理念たる「自治体を通じて人々に新たな価値を提供」すべく、全国的にP P S事業の展開を引き続き図り、D Sサービスにおいて、全国的なサービス提供、また、MCサービスにおいて、高付加価値の媒体による収益性の向上に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は1,142,260千円、営業利益は56,088千円、経常利益は71,258千円、当期純利益は47,585千円となりました。

なお、当社は、P P S事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

なお、前事業年度は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であるため、前事業年度との対比については記載しておりません。

第23期第3四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

当第3四半期累計期間の我が国の経済は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな回復基調をたどりましたが、海外においては、中国経済の減速や中東情勢の悪化などの不安定要因もあり、景気の下振れリスクが残る先行き不透明な状況が続きました。

このような環境の中で、当社は、企業理念たる「自治体を通じて人々に新たな価値を提供」すべく、ターゲットである自治体の媒体における広告市場（自治体広告市場）においてマーケット・シェアを高めるための施策として、引き続き全国的にP P S事業の展開を図り、その網羅性を高めて参りました。特に、自治体の配布する冊子を当社にて作成し、寄贈するMCサービスの展開を拡大いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は1,087,421千円、営業利益は45,594千円、経常利益は49,614千円、四半期純利益は24,784千円となりました。

なお、当社は、P P S事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第22期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動及び投資活動によりそれぞれ64,331千円、4,257千円増加したものの、財務活動により4,353千円減少したため、前事業年度末に比べ64,236千円増加し、当事業年度末には、306,480千円となりました。

当事業年度中に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、64,331千円となりました。これは主に、税引前当期純利益72,920千円の計上、仕入債務の増加284,771千円があった一方で、売上債権の増加61,938千円、たな卸資産の増加232,262千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、4,257千円となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出9,914千円、無形固定資産の取得による支出2,700千円、投資有価証券の取得による支出1,182千円があった一方で、解約返戻金の受取による収入13,659千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、4,353千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入15,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出19,353千円があったことによるものであります。

なお、前事業年度は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であるため、前事業年度との対比については記載しておりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業セグメントは、P P S事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。なお、営業活動支援サービス及び情報プラットフォームサービスについては、「その他」にまとめて記載しております。

(1) 生産実績

当社は生産実績を定義することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 仕入実績

第22期事業年度及び第23期第3四半期累計期間における仕入実績は、次のとおりであります。

サービスの名称	第22期事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第23期第3四半期累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)
財源確保支援サービス			
D Sサービス	937,599	—	505,899
M Cサービス	—	—	—
小計	937,599	—	505,899
その他	—	—	—
合計	937,599	—	505,899

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第21期事業年度は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であるため、前期比の記載はしておりません。

(3) 受注実績

当社は受注生産が僅少であるため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

第22期事業年度及び第23期第3四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

サービスの名称	第22期事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第23期第3四半期累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)
財源確保支援サービス			
D Sサービス	1,080,702	—	1,055,605
M Cサービス	58,958	—	27,902
小計	1,139,660	—	1,083,507
その他	2,600	—	3,913
合計	1,142,260	—	1,087,421

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第21期事業年度は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であるため、前期比の記載はしておりません。

3 【対処すべき課題】

自治体における広告事業実施状況の推移（「市区町村広報広聴活動調査結果（2013年度）」、平成26年 財団法人地方自治研究機構）によれば平成17年から平成20年にそれ以前と比較し自治体広告市場の拡大が見られ、その後も堅調に市場規模が拡大しており、当社のP P S事業においても、平成28年3月末現在329自治体との契約を獲得しています。しかしながら、自治体の総数が1,963（都道府県、市町村、東京都の特別区部、政令指定都市の行政区の合計数（平成28年3月末現在））に及ぶ中で、P P S事業における契約自治体数は、16.8%程度にとどまっており、今後はシェアの拡大を加速化させることができると考えております。また、近年においては直面する人口減少などの構造的な課題に対処するため、「まち・ひと・しごと創生本部」の創設や新たな助成金の交付など、国も地方創生と銘打って自治体の活性化支援を今まで以上に強力に行う姿勢を見せており、自治体においても地域特性を活かした主体的な取り組みが活発化しています。こうした環境は、当社においても収益源を獲得するビジネスチャンスと認識しております。既存事業にかかるシェア拡大の加速化、新事業の開発等を成し遂げるためには、以下の課題への対処が必要であると考えております。

(1) D Sサービスの拡大と収益性向上

実際に遊休スペースをメディアに見立て広告事業の実施を行っている自治体は約7割に及んでおり、普及という点ではかなりの進捗があります。しかしながら、その大半はHPバナーと広報紙を媒体としたものにとどまっています。今後さらに同市場が拡大するためには媒体種別の多様化や収益性向上による広告事業のさらなる導入拡大が重要になると想っています。

これを実現するために、現在IT技術を取り入れることで、たとえ小さな遊休スペースであってもニーズがあれば即時に媒体化できるサービスの仕組み作り（自治体広告のマッチングプラットフォーム（注）の開発）に着手しており、収益性向上による小規模自治体への広告事業の導入拡大を図っております。これを含めまだ広告事業の実施が定着していない潜在的な遊休スペースの開発が必要であると考えており、こうした未開拓の遊休スペースを早期に発掘し、広告枠として活用していくことが課題であると考えております。

（注） 繼続的に更新される商材データベースを元に受注を自動化するシステム。

(2) MCサービスの媒体の拡大と制作体制の強化

現在当社のMCサービスにおける主力メディア・コンテンツは「子育て情報冊子」ですが、これは従来からある母子健康手帳だけでは、昨今起こっている乳児家庭の孤立化、乳児の健全な育成環境の確保という問題に対処しきれないため、厚生労働省が実施する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」という政策推進を背景に、自治体への提案を経てリデザインされたメディア・コンテンツです。これ以外にも、国が進めている政策に関連して、防災に関するもの、空き家対策に関するもの、介護に関するもの、予防医療の推進に関するものなどがあり、今後MCサービスは一層広告媒体の拡大という多様性への対応が必要であると考えております。

当社においては、このようなニーズに対応可能な制作体制の確保が課題であるとともに、自治体の予算執行の観点から同時期に作業が集中する傾向が強いため、これに柔軟に対応できる体制へ制作体制を強化することが課題であると考えております。

(3) 情報プラットフォームの双方向性確保

当社の情報プラットフォームサービスは地域住民向け自治体コンテンツのキュレーションサービスを基本とし、ユーザー目線で再編集することで、自治体コンテンツの横断的な検索・閲覧が可能となっています。しかしながら、情報発信と整理のみにとどまっている現状は地域住民と自治体とのコミュニケーションの確保という点では一方通行の状態でしかありません。今後、この情報プラットフォームを通じて、地域住民が具体的なアクションを同一画面上で可能とするソリューションプラットフォーム（双方向プラットフォーム）に進化させることが、同サービスの課題であると考えております。

(4) 新規事業への挑戦

P P S事業は行政政策の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。その中で当社が今後独自の成長を果たすためには、P P S事業のリーディングカンパニーとして、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

(5) 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社が持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社の企業理念に意志の合致した人材の採用を進めるとともに、モチベーションの向上につながる教育制度の構築に積極的に取り組んでまいります。

(6) 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。現状、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりますが、安定したサービスを世の中に提供し、企業価値を継続的に向上させるとともに、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に由来するリスク

① 業容拡大のための人員確保について

当社は自治体との取引及び営業網の拡大に合わせ、営業員の積極的な採用を行い、組織体制の強化を図つてい方針であります。

当社では、OJT制度による人材育成やモチベーション向上のためにご近所手当（会社の近隣居住者に対する手当を支給する制度）、目標管理制度による人事考課、出産祝金、資格支援等ユニークな人事・福利厚生制度の充実を行っております。しかし、今後、安定した人材の確保が行えない場合や、当社人員計画と大幅に乖離した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② わが国の人口動態に係るリスクについて

自治体が所有する媒体の価値は、各自治体における人口と密接に関連しております。しかしながら、わが国の合計特殊出生率は、1960年代後半以降減少傾向にあり、極めて低い水準にあります。

今後、人口の減少に伴い、媒体の利用者が減少することになれば、当社が取扱う広告枠の価値が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合について

現在、契約する自治体数、取り扱う媒体数の観点から、当社と同規模以上にDSサービスについての事業展開をしている企業は存在しないものと認識しております。

当社は、今後においてもPPS事業の規模拡大を背景に、サービスの拡充を図ることにより、マーケット・シェアの一層の向上を推進していく方針でありますが、大手企業の新規参入や地域ごとの同業者における事業規模拡大等により、マーケット・シェアの獲得競争が激化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 入札（商品仕入）に係るリスクについて

当社の行うDSサービスにおいて販売する広告枠の大部分は、自治体における入札により仕入れております。当社は適正な媒体価値の把握とノウハウ・営業力により、適切な応札価格（入札に応じる金額）で商品仕入を行うよう最善の努力を行っております。

しかしながら、媒体価値の見誤り等による高い金額での落札により、売上原価が上昇するリスクがあります。また、他社による高い金額の応札、自治体による最低落札価格の引上げ等外部環境の変化により、十分に商品仕入を行えなくなるリスクがあります。これにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 商品特性に固有のリスク（在庫リスク）について

当社の行うDSサービスにおいて販売する広告枠の大部分は、暦年度（4月から翌年3月）を一括の期間とし、12か月分を自治体から在庫リスクを負担する形で仕入れており、これを一定の単位に区切って広告主に販売しております。そのため、販売実績が計画から大幅に乖離した場合に、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 成長性と新規事業について

当社の行うMCサービスは、スタートしてまだ3年足らずであり、DSサービスに比べてまだ規模は小さいものであります。また、日本の自治体数は2016年3月現在1,963であり、未着手の自治体が多くあるものの、その数には限りがあります。現在は子育て分野がMCサービスの9割以上を占めておりますが、介護関連分野、住宅関連分野、防災関連分野など子育て以外の分野へのMCサービスの展開も行っており、今後も当面の成長性は確保できる見込みであるものの、継続的に成長を果たすためには、MCサービスの新規分野への積極的な推進や新規事業展開等を図っていく必要があります。

しかしながら、事業計画の立案や実施に何らかの支障が生じ、これらが実現できない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 業績の季節変動による影響について

当社の四半期における業績は、第4四半期において、売上高及び営業利益が偏重する傾向にあります。

これは、MCサービスの子育て情報冊子等の発行が3月から6月に集中する傾向にあるためであります。

当社は、当該季節的要因を踏まえた受注計画及び制作計画を策定し、発行の増加が見込まれる時期の売上の確保に努めておりますが、何らかの事情により計画どおりの受注及び制作が行えなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	第22期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高（千円）	240,826	249,193	286,134	366,106	1,142,260
構成比（%）	21.1	21.8	25.0	32.1	100.0
営業利益（千円）	2,444	10,019	12,052	31,572	56,088
構成比（%）	4.3	17.9	21.5	56.3	100.0

(注) 各四半期会計期間の数値については、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けておりません。

(2) 法的規制に関するリスク

① PPS事業に関する法的規制について

当社が行うPPS事業では、主に以下に掲げる法律等の規制を受けております。

a. 特定商取引に関する法律

・電話勧誘販売における一定の事項に関する規制、禁止行為等の遵守が求められております。

b. 不当景品類及び不当表示防止法

・商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止が求められております。

当社は、上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、法律に抵触する事項があった場合には、行政処分の対象となることがあります、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の漏洩リスクについて

当社は、顧客の個人情報を取り扱っており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者に該当いたします。個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護基本規程の整備・運用等厳重な対策を講じています。また、個人情報の適切な保護措置を講ずる体制の構築・維持の一環として、プライバシーマーク（第18860140(02)号）、及びISMS（ISO 27001：2013）の認定を受け、個人情報の適切な取扱いに努めております。

しかしながら、万一個人情報が外部に流出した場合には、当社の社会的信用が毀損され企業イメージの低下を招くなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、損害賠償請求等、不測の損害が生じる可能性もあります。

(3) その他のリスク

① 風評の影響について

当社が取扱う広告枠は、全国の自治体から仕入れております。そのため、何らかのリスクが顕在化し、風評の影響等により自治体との取引を制限された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定経営者への依存について

当社代表取締役社長である時津孝康は当社の経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。

当社では、同氏に過度に依存しないための組織体制として、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間は同氏への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状況において、同氏の事業への関与が困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員数82名（臨時雇用者を除く）の人員数で事業を展開しており、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制を整備しております。万一、業容拡大に応じた人員の確保が順調に進まず、役職員による業務執行に影響が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新株予約権行使の影響について

当社は、当社役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在これらの新株予約権による潜在株式数は47,000株であり、潜在株式数を含む発行済株式総数1,281,000株の3.66%に相当しております。

⑤ 利益還元について

当社は将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保を行うため、また迅速な経営に備えるため、内部留保の充実が重要であると認識しており、設立以来、無配しております。しかし、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題であると認識しており、今後も、毎期確実に利益を計上することを目指して財務体质の強化を図り、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施する方針であります。

ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

⑥ ベンチャーキャピタルの持株比率について

本書提出日現在において、当社発行済株式総数の20.58%の株式をベンチャーキャピタルが保有しております。一般的に、ベンチャーキャピタルによる株式の保有目的は、株式公開後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることであることから、当社株式公開後に所有する株式の一部又は全部を売却することが想定されます。それにより、当社株式の需給バランスが短期的に悪化し、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 決算期変更について

当社は、平成26年5月19日開催の臨時株主総会決議において、合理的に翌事業年度以降の経営計画策定を実施することを目的として、決算期を9月30日から6月30日に変更しました。これにより、第21期は平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であります。このため、第22期が決算期変更後において12か月決算を実施する初めての決算期であり、第21期との適切な比較対照が困難となります。

そこで、当社は、投資情報として期間比較可能性を担保するための補足的情報を提供することを目的に、「みなし要約損益計算書（未監査）」を以下のとおり、開示しております。

「みなし要約損益計算書（未監査）」は、第22期が12か月決算であるのに対して、第21期が9か月決算であることから、平成25年7月1日から平成25年9月30日までの3か月間の損益計算書を第21期の損益計算書に合算することにより、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの12か月間の期間における損益計算書として作成したものであります。なお、「みなし要約損益計算書（未監査）」は法定の財務諸表ではないため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査や、その他いかなる監査も受けていないことにご留意ください。

「みなし要約損益計算書（未監査）」の数値を基に、第22期の主要な経営成績の比較を掲げると、以下のとおりとなります。

	みなし要約損益計算書 (未監査) (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)	第22期損益計算書 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	みなし要約損益計算書 期間比
売上高（千円）	834,251	1,142,260	136.9%
売上原価（千円）	597,966	742,143	124.1%
売上総利益（千円）	236,285	400,117	169.3%
販売費及び一般管理費（千円）	283,146	344,029	121.5%
営業利益又は営業損失（△）（千円）	△46,861	56,088	—
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△45,845	71,258	—

⑧ 調達資金の使途について

当社の公募増資による調達資金については、主に事業規模拡大に伴うシステム投資及び人材の確保と育成のために投資する計画となっております。

しかしながら、当初の想定どおりの成果が得られない場合もあり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 人材採用に関するリスクについて

今後、当社が継続的に成長していくためには、人材の確保が重要であり、新卒採用及び中途採用のいずれも力を入れております。特に新卒採用については平成19年より継続して行っており、今後も積極的に行い、人材の確保を推進していく方針であります。

しかしながら、人材に関する市況環境の変化等により人材採用が計画から大幅に乖離した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。当該見積りに際しては、過去の実績や状況に応じて、合理的と思われる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性により、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 貢献度 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第22期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

① 資産

当事業年度末の総資産は1,231,279千円となり、前事業年度末に比べて381,034千円増加しました。流動資産は1,192,998千円となり、前事業年度末に比べて379,487千円増加しました。これは主として現金及び預金が64,239千円増加、売掛金が61,938千円増加、商品及び製品が231,737千円増加したことによるものであります。

固定資産は38,280千円となり、前事業年度末に比べて1,547千円増加しました。これは主として敷金及び保証金が3,818千円増加したことによるものであります。

② 負債

当事業年度末の負債は1,006,648千円となり、前事業年度末に比べて333,311千円増加しました。流動負債は980,110千円となり、前事業年度末に比べて342,668千円増加しました。これは主として買掛金が284,771千円増加、前受金が35,758千円増加したことによるものであります。

固定負債は26,538千円となり、前事業年度末に比べて9,357千円減少しました。これは長期借入金が9,357千円減少したことによるものであります。

③ 純資産

当事業年度末の純資産は224,630千円となり、前事業年度末に比べて47,723千円増加しました。これは主として当期純利益計上により利益剰余金が47,585千円増加したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前事業年度の20.8%から18.2%となりました。

第23期第3四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

① 資産

当第3四半期会計期間末の総資産合計は951,997千円となり、前事業年度末に比べて279,281千円減少しました。流動資産は903,842千円となり、前事業年度末に比べて289,156千円減少しました。これは主として現金及び預金が73,349千円減少、商品及び製品が194,965千円減少したことによるものであります。固定資産は48,155千円となり、前事業年度末に比べて9,874千円増加しました。これは主として無形固定資産が5,767千円増加、投資その他の資産が5,023千円増加したことによるものであります。

② 負債

当第3四半期会計期間末の負債合計は703,351千円となり、前事業年度末に比べて303,296千円減少しました。流動負債は690,845千円となり、前事業年度末に比べて289,264千円減少しました。これは主として買掛金が178,139千円減少、未払法人税等が19,148千円減少、前受金が107,121千円減少したことによるものであります。固定負債は12,506千円となり、前事業年度末に比べて14,032千円減少しました。これは長期借入金が14,032千円減少したことによるものであります。

③ 純資産

当第3四半期会計期間末の純資産合計は248,645千円となり、前事業年度末に比べて24,015千円増加しました。これは主として四半期純利益計上により利益剰余金が24,784千円増加したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前事業年度の18.2%から26.1%となりました。

(3) 経営成績の分析

第22期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

① 売上高及び営業利益

D S サービスの拡大に加え、MC サービスが順調に展開したことから、売上高は1,142,260千円、売上総利益は400,117千円となりました。販売費及び一般管理費は344,029千円となりました。これは、主に給料手当139,991千円、役員報酬42,204千円によるものであります。結果として、営業利益は56,088千円となりました。

② 営業外損益及び経常利益

営業外損益（純額）は15,170千円の利益となりました。これは、主に受取解約返戻金9,979千円、助成金収入3,200千円、違約金収入1,803千円によるものであります。

以上の結果、経常利益は71,258千円となりました。

③ 特別損益及び税引前当期純利益

特別損益は1,661千円の利益となりました。これは、固定資産売却益によるものであります。

以上の結果、税引前当期純利益は72,920千円となりました。

④ 法人税等（法人税等調整額を含む）

法人税等は、主に税引前当期純利益の計上により、25,334千円となりました。

⑤ 当期純利益

以上の結果、当期純利益は47,585千円となりました。これにより、1株当たり当期純利益金額は40.40円となりました。なお、当社は平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、第21期事業年度は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であるため、前事業年度との対比については記載しておりません。

第23期第3四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

① 売上高及び営業利益

D S サービス及びMC サービスの拡大により、売上高は1,087,421千円、売上総利益は353,482千円となりました。販売費及び一般管理費は307,887千円となりました。これは、主に給料手当126,839千円、役員報酬34,710千円によるものであります。結果として、営業利益は45,594千円となりました。

② 営業外損益及び経常利益

営業外損益（純額）は4,019千円の利益となりました。これは、主に違約金収入2,906千円、助成金収入1,000千円によるものであります。

以上の結果、経常利益は49,614千円となりました。

③ 特別損益及び税引前四半期純利益

特別利益及び特別損失の計上はありませんでした。

以上の結果、税引前四半期純利益は49,614千円となりました。

④ 法人税等（法人税等調整額を含む）

法人税等は、主に税引前四半期純利益の計上により、24,829千円となりました。

⑤ 四半期純利益

以上の結果、四半期純利益は24,784千円となりました。これにより、1株当たり四半期純利益金額は21.04円となりました。なお、当社は平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社が展開するP P S事業の主要取引先である自治体においては、自主財源確保のため、広告事業の導入数が増加傾向にあり、また、広告枠を活用する媒体の種類も従前のホームページバナーや広報紙に留まらず、様々な媒体で導入されつつあります。こうした自治体の広告市場においてシェアを確保するため、当社はD Sサービスにおける取引自治体数の増加と取扱媒体の拡充を二本柱として、マーケット・シェアを高めるとともに、MCサービスにおいて、子育て情報冊子以外の新規媒体開発を展開し、全国的に拡充を図っていくことが重要と考えております。また、広告主に対しては、自治体に特化した「専門性」を活かし、企業ごとのターゲットエリア・ターゲット層にマッチした媒体への広告提案をすることで販売促進を行っている他、顧客ニーズの顕在化やリピート率向上のためにCRM（注）を拡充することにより収益基盤の強化を図ってまいります。

（注）Customer Relationship Managementの略称であり、顧客満足度を向上させるため、顧客との関係を構築することに力点を置く経営手法です。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社が今後のさらなる成長を実現するためには、厳しい環境の下で、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

そのために、さらなる収益基盤の強化、収益力のある新規媒体の開発、経営管理体制の強化、及びこれらを担う優秀な人材の確保を行ってまいります。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第22期事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当社は、事業基盤の強化やサービス拡大等を目的として、設備投資を実施しております。当事業年度の設備投資額は3,337千円であります。主な内訳は、事務所造作工事1,281千円及び区役所T V設置モニター1,556千円であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却・売却はありません。

なお、当社は、P P S事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

第23期第3四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社は、福岡本社に主要な設備があり、その内容は以下のとおりであります。なお、当社は、P P S事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

平成27年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物	車両運搬具	工具、器具及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (福岡市中央区)	業務施設	1,737	711	1,801	13,228	17,478	59(9)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社は建物の一部を賃借しております。年間賃借料は19,137千円であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 従業員数の()書きは外書きで臨時雇用者数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年4月30日現在）

経常的な設備の更新のための新設及び除却等を除き、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,712,000
計	4,712,000

(注) 平成28年2月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、平成28年3月3日付で発行可能株式総数を4,704,000株増加し、4,712,000株としております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,234,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,234,000	—	—

- (注) 1. 平成28年2月16日付で取得条項付株式の取得事由が生じたため、A種優先株式157株及びB種優先株式231株を自己株式として同日付で取得し、対価として普通株式388株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式については、取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき全て消却いたしました。これにより、発行済株式総数（普通株式）は388株増加し、1,178株となりました。
2. 平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,176,822株増加し、1,178,000株となりました。
3. 平成28年2月24日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、平成28年3月3日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。
4. 平成28年4月12日に、新株予約権の行使により、普通株式は56,000株増加し、発行済株式総数は1,234,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成25年12月21日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年4月30日)
新株予約権の数（個） (注) 2	103	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	103（注）2	47,000（注）2、10
新株予約権の行使時の払込金額（円）	649,351（注）3	650（注）3、10
新株予約権の行使期間	自 平成26年10月1日 至 平成32年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 649,351 資本組入額 324,676 (注) 3、4	発行価格 650 資本組入額 325 (注) 3、4、10
新株予約権の行使の条件	（注）6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8	同左

（注）1. 新株予約権1個当たりの発行価額は、3,000円とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合は除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成26年6月期の損益計算書に平成25年9月期における第4四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）の損益計算書を合理的に加算した損益計算書又は平成27年6月期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）に記載される経常利益が50百万円を超過した場合に新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を使用することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記7に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

9. 当社は、新株予約権に係る新株予約証券を発行しないものとする。
10. 平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、提出日の前月末現在において「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成25年8月3日 (注) 1	普通株式 △157 A種優先株式 157	普通株式 767 A種優先株式 157	—	46,200	—	—
平成25年8月9日 (注) 2	B種優先株式 231	普通株式 767 A種優先株式 157 B種優先株式 231	75,000	121,200	75,000	75,000
平成25年9月30日 (注) 3	普通株式 23	普通株式 790 A種優先株式 157 B種優先株式 231	7,467	128,667	7,467	82,467
平成28年2月16日 (注) 4	普通株式 388	普通株式 1,178 A種優先株式 157 B種優先株式 231	—	128,667	—	82,467
平成28年2月16日 (注) 5	A種優先株式 △157 B種優先株式 △231	普通株式 1,178	—	128,667	—	82,467
平成28年3月3日 (注) 6	普通株式 1,176,822	普通株式 1,178,000	—	128,667	—	82,467
平成28年4月12日 (注) 7	普通株式 56,000	普通株式 1,234,000	18,284	146,951	18,284	100,751

(注) 1. 平成25年8月3日開催の臨時株主総会決議に基づき、発行済株式の一部をA種優先株式に転換したことによる増減であります。

2. 有償第三者割当（B種優先株式）

割当先 Globis Fund IV, L.P.、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合

発行価格 649,351円

資本組入額 324,675.50円

3. 有償第三者割当（普通株式）

割当先 佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号

発行価格 649,351円

資本組入額 324,675.52円

4. 平成28年2月16日付で取得条項付株式の取得事由が生じたため、A種優先株式157株及びB種優先株式231株を自己株式として同日付で取得し、対価として普通株式388株を交付したことによる増加であります。

5. 自己株式（種類株式）の消却による減少であります。

6. 普通株式1株につき1,000株の株式分割による増加であります。

7. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	4	1	—	13	18	—
所有株式数(単元)	—	—	—	5,180	840	—	6,320	12,340	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	41.97	6.80	—	51.21	100.00	—

(注) 所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,234,000	12,340	1 「株式等の状況」(1) 「株式の総数等」② 「発行済株式」に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,234,000	—	—
総株主の議決権	—	12,340	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第2回新株予約権（平成25年12月21日定時株主総会決議）

会社法に基づき、平成25年12月21日現在で在任する当社取締役及び、在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成25年12月21日開催の株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年12月21日定時株主総会決議に基づく平成26年1月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2、当社従業員5（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の権利行使により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び当社従業員5名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第1号によるA種優先株式及びB種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式 (平成26年7月1日～平成27年6月30日)	—	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 B種優先株式	157 231	— —

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	A種優先株式 B種優先株式	—	—	157 231	— —
合併、株式交換、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対する適切な利益配分を実施していくことを基本方針としております。一方で、当社は現在成長過程にあり、将来の事業拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、設立以来剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び事業拡大のための投資等に充当していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、取締役会の決議に基づき毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名、女性一名（役員のうち女性の比率－%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	—	時津 孝康	昭和56年1月22日生	平成17年2月 (有)ホープ・キャピタル（現当社）代表取締役社長（現任）	(注) 3	338
取締役	P P P 推進部長 (注) 5	久家 昌起	昭和57年2月12日生	平成12年8月 久留米アスコン㈱入社 平成19年1月 当社入社 平成19年8月 当社取締役（現任） 平成25年5月 当社P P P 推進部長（現任）	(注) 3	110
取締役	セールスプロモーション部長	森 新平	昭和58年4月30日生	平成20年4月 当社入社 平成23年11月 当社取締役（現任） 平成25年5月 当社セールスプロモーション部長（現任） 平成26年10月 当社メディアクリエーション部長	(注) 3	20
取締役	経営管理部長	大島 研介	昭和56年11月25日生	平成23年10月 当社入社 平成25年5月 当社管理（現 経営管理）部長（現任） 平成25年12月 当社取締役（現任）	(注) 3	5
取締役	—	松本 真輔	昭和45年4月17日生	平成9年4月 西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 平成15年3月 ニューヨーク州弁護士登録 平成17年1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任） 平成21年12月 日本オープンエンド不動産投資法人監督役員（現任） 平成22年3月 ㈱大塚家具監査役 平成24年6月 ㈱エスエルディー監査役（現任） 平成26年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授（現任） 平成28年2月 当社取締役（現任） 平成28年3月 ㈱ユーザベース監査役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	—	山本 宣哉	昭和18年2月3日生	平成13年7月 ㈱読売新聞西部本社 執行役員事業局長 平成15年4月 よみうりF B S文化センター ㈱ 代表取締役社長 平成16年6月 ㈱長崎国際テレビ 取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成22年6月 ㈱博多座 常務取締役 平成25年12月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	河上 康洋	昭和51年5月13日生	平成13年4月 ㈱ピエトロ入社 平成19年1月 ㈱福岡リアルティ入社 平成19年7月 河上康洋税理士事務所開設所長（現任） 平成23年4月 合同会社すいとう福岡プロジェクト（現 合同会社河上中小企業診断士事務所）設立代表社員（現任） 平成23年11月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	徳臣 啓至 (職名：前田 啓至（司法書士）)	昭和54年12月2日生	平成14年4月 ㈱武富士入社 平成21年11月 添田司法書士事務所入所 平成26年1月 前田司法書士事務所開設 所長（現任） 平成27年9月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計						473

(注) 1. 取締役松本真輔は、社外取締役であります。

2. 監査役山本宣哉、河上康洋及び徳臣啓至は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成28年2月24日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成28年2月24日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. P P P 推進部長のP P Pとは、Public Private Partnership（官民協働）の略称であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を増大させるためには、経営の効率性と健全性を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが最重要課題であるとの観点から、リスク管理、監督機能の強化に務め、経営の健全性・透明性を高めていく方針であります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 企業統治の体制

当社は、会社法に定める株主総会、取締役会及び監査役会を設置し、経営に関する重要事項等の意思決定及び業務執行の監督をしております。また、内部監査担当を任命し、日常的な業務を監査しております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できると認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、定例取締役会を毎月1回の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定、月次予算統制その他重要な事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。なお、取締役会には監査役3名（全員が社外監査役）が毎回出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

b. 監査役会

監査役会は監査役3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）で構成され、毎月1回開催する監査役会において会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し取締役の職務執行を全般にわたって監視する他、また会計監査人や内部監査室と連携し、経営に対し適切な監視を実施しております。

c. 経営会議

当社は、常勤の取締役、常勤監査役及び各部署の部長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者で構成される経営会議を毎月1回開催し、取締役会付議事項の協議や各部門からの業務執行状況及び事業実績の報告、月次業績の予実分析と審議を行っております。

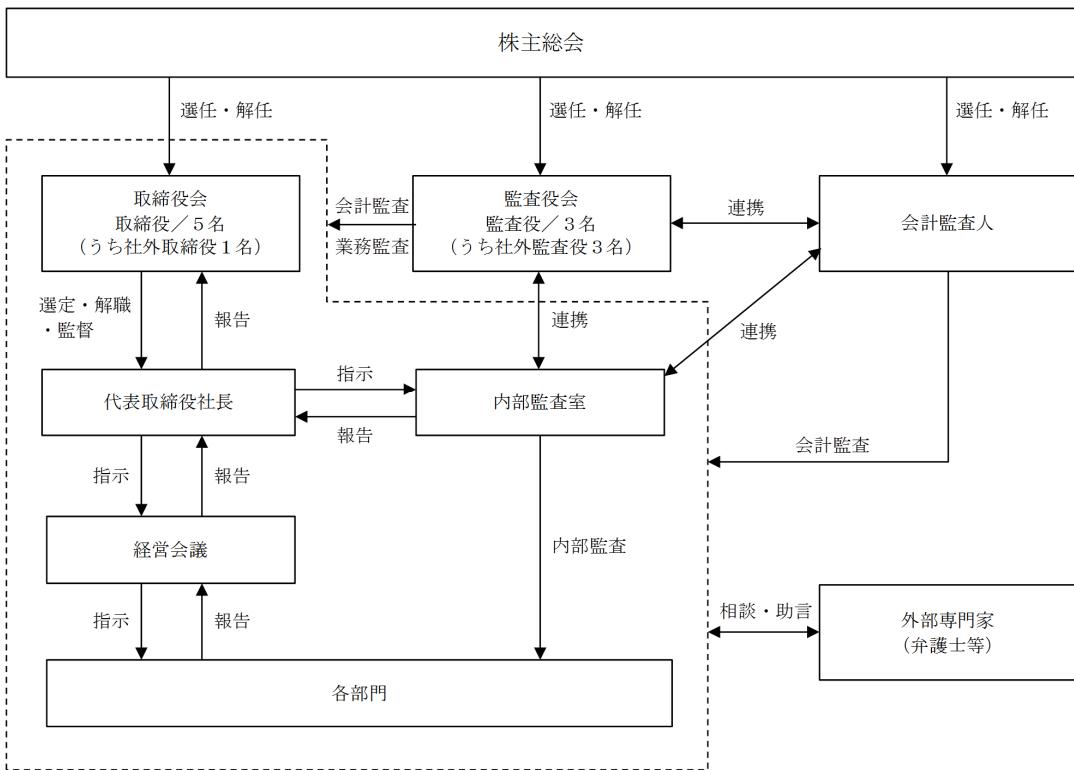
d. 会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

e. 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室の3名（いずれも他部門と兼任）が自己監査とならぬようそれぞれ自己の兼任する当該他部門を除き、当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、改善報告書を提出させることとしております。また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は、以下のとおりであります。



ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムにつきましては、平成27年4月17日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。その他役員、従業員の職務執行に対し、監査役及び内部監査担当者がその職務遂行状況を監視し、隨時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制として、経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制を適切に整備・運営し、社業の発展を図ることを目的とし、役職員のコンプライアンス体制の整備等のために常勤役員及び部門責任者で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しており、原則年3回開催し当社を取り巻く事業リスク等について協議・検討することとしております。

ハ. 監査役監査及び内部監査の状況

当社では、それぞれの監査が連携・相互補完し合うことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、監査役と内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、四半期ごとに開催する報告会等で情報共有を図っており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見交換等を隨時行っております。

ニ. 会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 川畑 秀二

指定有限責任社員 業務執行社員 西元 浩文

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他2名

ホ. 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在、社外取締役を1名、社外監査役を3名それぞれ選任しております。当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の松本真輔は、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しております、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外監査役の山本宣哉は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役の河上康洋は、税理士としての豊富な知識・経験と幅広い見識を有しております、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役の徳臣啓至は、司法書士としての豊富な知識・経験と幅広い見識を有しております、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係等について特別の利害関係はありません。

また、社外取締役は、内部統制部門である経営管理部との間で情報交換を行うことで業務の効率性、有効性の向上に努めています。社外監査役3名は、内部監査室及び内部統制部門である経営管理部との間で情報交換を行うことで監査の効率性、有効性の向上に努めています。

ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、非業務執行取締役等という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について任務懈怠がないときに限られます。

ト. 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めています。

チ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めています。

リ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヌ. 中間配当に関する事項

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項に定める中間配当を、毎年12月31日を基準日として取締役会決議により可能とする旨を定款に定めています。

ル. 自己株式の取得について

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めています。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業遂行に伴う経営上のリスクを事前に回避することを目的として、危機管理規程を定め、迅速な対応及び管理が行えるようリスク管理体制を整備・運用しております。当社を取り巻く事業リスクについて、コンプライアンス委員会において協議・検討するとともに、弁護士、公認会計士、社会保険労務士と顧問契約あるいは業務委託契約を締結して、適宜適切な助言と指導を受けられる体制を構築しております。また、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力による民事介入暴力等に対する対策を講じておる他、公益通報者保護規程を定め、不正行為等に関する通報窓口を設けております。

④ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	40,044	40,044	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	2,160	2,160	—	—	—	3

(注) 1. 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬等の総額は、記載を省略しております。

2. 役員区分において、社外役員は社外取締役1名及び社外監査役2名であります。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成27年9月28日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は、平成27年9月28日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。

⑤ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額 1銘柄 1,483千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
(株)サイネックス	1,000	1,483	政策投資目的

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,500	500	7,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、株式上場申請に関する助言・指導業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針は、監査報酬の見積り内容（監査業務に係る人数や日数等）を勘案し、監査役会と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 決算期変更について

当社は、平成26年5月19日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を9月30日から6月30日に変更しました。これに伴い、前事業年度は平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であります。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年10月1日から平成26年6月30日まで）及び当事業年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年7月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

4. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

5. 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できるよう体制整備に努めており、公益財団法人財務会計基準機構へ加入する予定であり、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	253, 248	317, 487
売掛金	65, 680	127, 619
商品及び製品	453, 111	684, 849
仕掛品	—	465
貯蔵品	78	137
前払費用	2, 092	3, 262
繰延税金資産	2, 173	3, 874
その他	37, 687	55, 596
貸倒引当金	△561	△294
流動資産合計	<u>813, 511</u>	<u>1, 192, 998</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	4, 540	5, 821
減価償却累計額	△3, 837	△4, 084
建物（純額）	<u>702</u>	<u>1, 737</u>
車両運搬具	5, 738	1, 529
減価償却累計額	△3, 604	△818
車両運搬具（純額）	<u>2, 134</u>	<u>711</u>
工具、器具及び備品	6, 116	5, 933
減価償却累計額	△3, 648	△4, 132
工具、器具及び備品（純額）	<u>2, 468</u>	<u>1, 801</u>
有形固定資産合計	<u>5, 305</u>	<u>4, 249</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	13, 812	13, 228
無形固定資産合計	<u>13, 812</u>	<u>13, 228</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	333	1, 483
従業員に対する長期貸付金	374	407
破産更生債権等	1, 602	3, 324
繰延税金資産	345	2, 233
敷金及び保証金	12, 850	16, 668
その他	3, 710	9
貸倒引当金	△1, 602	△3, 324
投資その他の資産合計	<u>17, 615</u>	<u>20, 802</u>
固定資産合計	<u>36, 733</u>	<u>38, 280</u>
資産合計	<u>850, 244</u>	<u>1, 231, 279</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	458,905	743,677
1年内返済予定の長期借入金	15,600	20,604
未払金	8,783	11,282
未払費用	22,293	26,256
未払法人税等	2,158	30,248
前受金	102,136	137,894
預り金	3,911	3,426
賞与引当金	—	4,107
その他	23,653	2,614
流動負債合計	637,442	980,110
固定負債		
長期借入金	35,895	26,538
固定負債合計	35,895	26,538
負債合計	673,337	1,006,648
純資産の部		
株主資本		
資本金	128,667	128,667
資本剰余金		
資本準備金	82,467	82,467
資本剰余金合計	82,467	82,467
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△34,602	12,982
利益剰余金合計	△34,602	12,982
株主資本合計	176,532	224,117
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	66	203
評価・換算差額等合計	66	203
新株予約権	309	309
純資産合計	176,907	224,630
負債純資産合計	850,244	1,231,279

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成28年3月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	244,137
売掛金	118,978
商品及び製品	489,883
仕掛品	1,919
貯蔵品	74
その他	48,883
貸倒引当金	△35
流動資産合計	903,842

固定資産

有形固定資産	3,333
無形固定資産	18,995
投資その他の資産	
投資その他の資産	31,034
貸倒引当金	△5,208
投資その他の資産合計	25,826
固定資産合計	48,155

資産合計

負債の部

流動負債

買掛金	565,538
1年内返済予定の長期借入金	19,183
未払法人税等	11,099
前受金	30,773
賞与引当金	9,612
その他	54,639
流動負債合計	690,845

固定負債

長期借入金	12,506
固定負債合計	12,506
負債合計	703,351

純資産の部

株主資本

資本金	128,667
資本剰余金	82,467
利益剰余金	37,766
株主資本合計	248,901

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	△565
評価・換算差額等合計	△565

新株予約権

新株予約権	309
純資産合計	248,645

負債純資産合計

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	635,920	1,142,260
売上原価	447,139	742,143
売上総利益	188,781	400,117
販売費及び一般管理費	※1 220,862	※1 344,029
営業利益又は営業損失（△）	<u>△32,081</u>	56,088
営業外収益		
受取利息	28	46
受取配当金	—	10
違約金収入	1,188	1,803
投資有価証券売却益	665	69
助成金収入	—	3,200
受取解約返戻金	—	9,979
その他	186	549
営業外収益合計	<u>2,069</u>	<u>15,658</u>
営業外費用		
支払利息	390	488
その他	156	—
営業外費用合計	<u>547</u>	<u>488</u>
経常利益又は経常損失（△）	<u>△30,559</u>	71,258
特別利益		
固定資産売却益	※2 404	※2 1,661
特別利益合計	404	1,661
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	<u>△30,154</u>	72,920
法人税、住民税及び事業税	4,805	28,984
法人税等調整額	△329	△3,649
法人税等合計	4,476	25,334
当期純利益又は当期純損失（△）	<u>△34,630</u>	47,585

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)		当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費	※	6,315	56.1	17,064	46.4
II 外注費		3,001	26.6	15,270	41.6
III 経費		1,946	17.3	4,411	12.0
当期総制作費用		11,263	100.0	36,745	100.0
仕掛品期首たな卸高		—		—	
合計		11,263		36,745	
仕掛品期末たな卸高		—		465	
当期製品制作原価		11,263		36,280	
商品及び製品期首たな卸高		326,663		453,111	
当期商品仕入高		562,543		937,599	
合計		900,470		1,426,992	
商品及び製品期末たな卸高		453,111		685,059	
商品評価損又は商品評価戻入益(△)		△220		210	
売上原価		447,139		742,143	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算であります。

(注) ※主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	543	1,950
通信費	327	711
消耗品費	571	653
減価償却費	137	509

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)	
売上高	1,087,421
売上原価	733,938
売上総利益	353,482
販売費及び一般管理費	307,887
営業利益	45,594
営業外収益	
受取利息	52
違約金収入	2,906
助成金収入	1,000
その他	381
営業外収益合計	4,340
営業外費用	
支払利息	321
営業外費用合計	321
経常利益	49,614
税引前四半期純利益	49,614
法人税、住民税及び事業税	26,075
法人税等調整額	△1,245
法人税等合計	24,829
四半期純利益	24,784

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	資本準備金	資本剰余金合計						
当期首残高	128,667	82,467	82,467	28	28	28	211,163	
当期変動額								
当期純損失(△)				△34,630	△34,630	△34,630	△34,630	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	△34,630	△34,630	△34,630	△34,630	
当期末残高	128,667	82,467	82,467	△34,602	△34,602	△34,602	176,532	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	56	56	—	211,219
当期変動額				
当期純損失(△)				△34,630
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9	9	309	318
当期変動額合計	9	9	309	△34,312
当期末残高	66	66	309	176,907

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	128,667	82,467	82,467	△34,602	△34,602	176,532
当期変動額						
当期純利益				47,585	47,585	47,585
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	47,585	47,585	47,585
当期末残高	128,667	82,467	82,467	12,982	12,982	224,117

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	66	66	309	176,907
当期変動額				
当期純利益				47,585
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	137	137		137
当期変動額合計	137	137	—	47,723
当期末残高	203	203	309	224,630

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 平成25年10月1日 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 至 平成26年7月1日 平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△30,154	72,920
減価償却費	2,488	7,010
貸倒引当金の増減額（△は減少）	701	1,455
受取利息及び受取配当金	△28	△56
支払利息	390	488
受取解約返戻金	—	△9,979
投資有価証券売却損益（△は益）	△665	△69
有形固定資産売却損益（△は益）	△404	△1,661
売上債権の増減額（△は増加）	△4,777	△61,938
たな卸資産の増減額（△は増加）	△126,664	△232,262
仕入債務の増減額（△は減少）	109,129	284,771
前受金の増減額（△は減少）	51,968	35,758
その他	△10,644	△34,817
小計	△8,660	61,619
利息及び配当金の受取額	29	56
利息の支払額	△381	△476
法人税等の支払額	△4,977	△1,817
その他	1,292	4,949
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,698	64,331
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△11,004	△11,007
定期預金の払戻による収入	11,002	11,004
有形固定資産の取得による支出	△3,298	△3,337
有形固定資産の売却による収入	476	2,478
無形固定資産の取得による支出	△13,035	△2,700
投資有価証券の取得による支出	△390	△1,182
投資有価証券の売却による収入	1,055	300
従業員に対する長期貸付けによる支出	△632	△449
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	4	253
敷金及び保証金の差入による支出	△3,034	△9,914
敷金及び保証金の回収による収入	1,747	5,130
解約返戻金の受取による収入	—	13,659
その他	1	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,106	4,257
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	50,000
短期借入金の返済による支出	—	△50,000
長期借入れによる収入	—	15,000
長期借入金の返済による支出	△11,700	△19,353
新株予約権の発行による収入	309	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,391	△4,353
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△41,196	64,236
現金及び現金同等物の期首残高	283,440	242,244
現金及び現金同等物の期末残高	※ 242,244	※ 306,480

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年

車両運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、当該取扱いの一部について必要な見直しが行われております。

(2) 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成29年6月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当事業年度 (平成27年6月30日)
当座貸越極度額の総額	66,000千円	110,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	66,000	110,000

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 6月 30日)	当事業年度 (自 平成26年 7月 1 日 至 平成27年 6月 30日)
役員報酬	33,745千円	42,204千円
給料手当	82,109	139,991
賞与引当金繰入額	—	4,107
減価償却費	2,350	6,501
貸倒引当金繰入額	701	1,515
租税公課	1,681	2,855
 おおよその割合		
販売費に属する費用	57.8%	62.7%
一般管理費に属する費用	42.2	37.3

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 6月 30日)	当事業年度 (自 平成26年 7月 1 日 至 平成27年 6月 30日)
車両運搬具	404千円	1,661千円
計	404	1,661

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	790	—	—	790
A種優先株式	157	—	—	157
B種優先株式	231	—	—	231
合計	1,178	—	—	1,178

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年 度末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権（注）	—	—	—	—	—	309
合計		—	—	—	—	—	309

(注) ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	790	—	—	790
A種優先株式	157	—	—	157
B種優先株式	231	—	—	231
合計	1,178	—	—	1,178

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年 度末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	309
合計		—	—	—	—	—	309

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
現金及び預金勘定	253,248千円	317,487千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△11,004	△11,007
現金及び現金同等物	242,244	306,480

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、管理部門の担当者が定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	253,248	253,248	—
(2) 売掛金	65,680	65,680	—
(3) 投資有価証券	333	333	—
資産計	319,263	319,263	—
(1) 買掛金	(458,905)	(458,905)	—
(2) 未払法人税等	(2,158)	(2,158)	—
(3) 前受金	(102,136)	(102,136)	—
(4) 長期借入金	(51,495)	(51,578)	83
負債計	(614,695)	(614,778)	83

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、時価については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	253,248	—	—	—
売掛金	65,680	—	—	—
合計	318,929	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	15,600	15,600	12,778	7,517	—	—
合計	15,600	15,600	12,778	7,517	—	—

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、管理部門の担当者が定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	317,487	317,487	—
(2) 売掛金	127,619	127,619	—
(3) 投資有価証券	1,483	1,483	—
資産計	446,590	446,590	—
(1) 買掛金	(743,677)	(743,677)	—
(2) 未払法人税等	(30,248)	(30,248)	—
(3) 前受金	(137,894)	(137,894)	—
(4) 長期借入金	(47,142)	(47,250)	108
負債計	(958,962)	(959,070)	108

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、時価については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	317,487	—	—	—
売掛金	127,619	—	—	—
合計	445,107	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	20,604	17,782	8,756	—	—	—
合計	20,604	17,782	8,756	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年6月30日）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	292	150	142
	小計	292	150	142
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	41	80	△39
	小計	41	80	△39
合計		333	231	102

2. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,067	665	—
合計	1,067	665	—

当事業年度（平成27年6月30日）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	1,483	1,182	300
	合計	1,483	1,182	300

2. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	306	69	—
合計	306	69	—

(デリバティブ取引関係)
前事業年度（平成26年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（平成27年6月30日）
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションに係る当初の費用計上額及び科目名

現金及び預金 309千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 103株
付与日	平成26年1月15日
権利確定条件	新株予約権者は、以下に掲げる条件が満たされた場合にしか、新株予約権を行使することができない。 ①当社が、平成26年6月期の損益計算書に平成25年9月期における第4四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）の損益計算書を合理的に加算した損益計算書又は平成27年6月期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）に記載される経常利益が50百万円を超えること。 ②権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年10月1日 至 平成32年12月31日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		第2回新株予約権
権利確定前	(株)	
前事業年度末		—
付与		103
失効		—
権利確定		—
未確定残		103
権利確定後	(株)	
前事業年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

(注) 平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

② 単価情報

		第2回新株予約権
権利行使価格	(円)	649,351
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	3,000

(注) 平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記権利行使価格は分割前の権利行使価格で記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第2回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第2回新株予約権
株価変動性（注）1	60.79%
予想残存期間（注）2	7年
配当利回り（注）3	0%
無リスク利子率（注）4	0.39%

(注) 1. 類似上場会社の予想残存期間に対応した直近期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 付与日から権利行使期間終了日までの期間であります。

3. 直近の配当実績に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. 当社は未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価を算定する基礎となる自社の株式の評価方法はDCF法を採用しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 103株
付与日	平成26年1月15日
権利確定条件	新株予約権者は、以下に掲げる条件が満たされた場合にしか、新株予約権を行使することができない。 ①当社が、平成26年6月期の損益計算書に平成25年9月期における第4四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）の損益計算書を合理的に加算した損益計算書又は平成27年6月期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）に記載される経常利益が50百万円を超えること。 ②権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年10月1日 至 平成32年12月31日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	103
付与	—
失効	—
権利確定	103
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	103
権利行使	—
失効	—
未行使残	103

(注) 平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	649,351
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	3,000

(注) 平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記権利行使価格は分割前の権利行使価格で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (平成26年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	2,111千円	
未払事業税	119	
貸倒引当金	824	
未払費用	1,824	
繰越欠損金	7,930	
その他	733	
繰延税金資産小計	<u>13,544</u>	
評価性引当額	<u>△10,989</u>	
繰延税金資産合計	<u>2,554</u>	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	<u>△36</u>	
繰延税金負債計	<u>△36</u>	
繰延税金資産純額	<u>2,518</u>	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		当事業年度 (平成26年6月30日)
法定実効税率		△37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	
住民税均等割額	16.2	
評価性引当額の変動額	35.2	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.4	
その他	0.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>14.8%</u>	

(注) 当事業年度は税引前当期純損失のため、法定実効税率を△（マイナス）として記載しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成26年7月1日以降解消されるものに限る）において使用した法定実効税率は、前事業年度の37.8%から35.4%に変更されております。

なお、この税率の変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成27年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (平成27年6月30日)	
繰延税金資産	
減価償却超過額	1,770千円
未払事業税	1,359
貸倒引当金	1,146
賞与引当金	1,348
その他	1,720
繰延税金資産小計	7,346
評価性引当額	△1,142
繰延税金資産合計	6,204
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△96
繰延税金負債計	△96
繰延税金資産純額	6,108

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年7月1日以降解消されるものに限る）において使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年7月1日から平成28年6月30日までのものは32.8%、平成28年7月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。なお、この税率の変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

当社は、関連会社及び開示対象目的会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当社は、関連会社及び開示対象目的会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

当社は、P P S事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。なお、P P S事業とは、パブリック・プライベート・シェアリング事業の略称であります。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当社は、P P S事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。なお、P P S事業とは、パブリック・プライベート・シェアリング事業の略称であります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が存在しないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書上の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が存在しないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書上の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	時津 孝康	-	-	当社代表取締役社長 (被所有) 直接 54.0		債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注2)	51,495	-	-
							当社が賃借している事業所の賃借契約に対する連帶被保証 (注3)	-	-	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長時津孝康から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 当社は、賃借している本社オフィスの賃貸借契約に対して、代表取締役社長時津孝康から連帶保証を受けており、当該連帶保証物件の年間賃借料は、7,627千円であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	時津 孝康	-	-	当社代表取締役社長 (被所有) 直接 54.0		債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注2)	47,142	-	-
							当社が賃借している事業所の賃借契約に対する連帶被保証 (注3)	-	-	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長時津孝康から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 当社は、賃借している本社オフィスの賃貸借契約に対して、代表取締役社長時津孝康から連帶保証を受けており、当該連帶保証物件の年間賃借料は、19,137千円であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）

	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)
1 株当たり純資産額	15円92銭
1 株当たり当期純損失金額（△）	△29円40銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失金額であり、また新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため記載しておりません。

2. 当社は、平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株を1,000株に株式分割いたしました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)
当期純損失金額（△）（千円）	△34,630
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失金額（△）（千円）	△34,630
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数（株） (うち普通株式) (うちA種優先株式) (うちB種優先株式)	1,178,000 (790,000) (157,000) (231,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権（新株予約権の数103個）。 なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり純資産額	56円43銭
1株当たり当期純利益金額	40円40銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株を1,000株に株式分割いたしました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
当期純利益金額（千円）	47,585
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額（千円）	47,585
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数（株） (うち普通株式) (うちA種優先株式) (うちB種優先株式)	1,178,000 (790,000) (157,000) (231,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式の概要	第2回新株予約権（新株予約権の数103個）。 なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 種類株式の取得及び自己株式（種類株式）の消却

当社は、平成28年2月16日付で取得条項付株式の取得事由が生じたため、A種優先株式157株及びB種優先株式231株を自己株式として同日付で取得し、対価として普通株式388株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式については、取締役会決議に基づき、同日付で会社法第178条に基づき全て消却いたしました。

2. 株式分割

当社は、平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日を効力発生日として株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るためであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成28年3月3日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき、1,000株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,178株
---------------	--------

今回の分割により増加する株式数	1,176,822株
-----------------	------------

株式分割後の発行済株式総数	1,178,000株
---------------	------------

③ 分割の日程

基準日 平成28年3月3日

効力発生日 平成28年3月3日

なお、当該株式分割による影響については、（1株当たり情報）に記載しております。

3. 新株予約権の行使による新株の発行

平成28年4月12日に、第2回新株予約権56個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び数 普通株式 56,000株

(2) 発行した株式の発行価額 1株につき 650円

(3) 発行価額の総額 36,400千円

(4) 資本組入額 1株につき 325円

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 平成27年7月1日
至 平成28年3月31日)

減価償却費

4,073千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後のなるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、P P S事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成27年7月1日 至 平成28年3月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	21円04銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	24,784
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純利益金額（千円）	24,784
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数（株） (うち普通株式) (うちA種優先株式) (うちB種優先株式)	1,178,000 (853,490) (131,309) (193,201)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式で、当事業年度末から重要な変動があつたものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株を1,000株に株式分割いたしました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

新株予約権の行使による新株の発行

平成28年4月12日に、第2回新株予約権56個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要是次のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式 56,000株
(2) 発行した株式の発行価額	1株につき 650円
(3) 発行価額の総額	36,400千円
(4) 資本組入額	1株につき 325円

⑤【附属明細表】（平成27年6月30日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,540	1,281	—	5,821	4,084	247	1,737
車両運搬具	5,738	—	4,209	1,529	818	605	711
工具、器具及び備品	6,116	2,055	2,238	5,933	4,132	2,723	1,801
有形固定資産計	16,395	3,337	6,447	13,285	9,035	3,576	4,249
無形固定資産							
ソフトウエア	15,227	2,850	—	18,077	4,849	3,434	13,228
無形固定資産計	15,227	2,850	—	18,077	4,849	3,434	13,228

(注) 1. 建物の当期増加額の主なものは、事務所造作工事1,281千円であります。

2. 工具、器具及び備品の当期増加額の主なものは、区役所TV設置モニター1,556千円であります。

3. ソフトウエアの当期増加額の主なものは、営業支援ソフトウェア改善2,700千円であります。

4. 車両運搬具の当期減少額の主なものは、社有車4,209千円であります。

5. 工具、器具及び備品の当期減少額の主なものは、区役所案内サイン2,238千円であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	15,600	20,604	0.82	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	35,895	26,538	0.82	平成29年～30年
合計	51,495	47,142	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	17,782	8,756	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,163	2,082	59	567	3,618
賞与引当金	—	4,107	—	—	4,107

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権の回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	41
預金	
当座預金	4,516
普通預金	301,922
定期預金	11,007
小計	317,446
合計	317,487

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱相鉄エージェンシー	4,579
東芝ライテック㈱	3,300
弁護士法人みお綜合法律事務所	2,921
福岡県国民年金基金	2,609
㈱アドハウス	2,424
その他	111,784
合計	127,619

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$
65,680	1,233,638	1,171,700	127,619	90.18	28.60

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

ハ. 商品及び製品

品目	金額(千円)
広告枠	683,568
広告原稿	1,280
合計	684,849

二. 仕掛品

品目	金額(千円)
冊子制作	465
合計	465

ホ. 貯蔵品

品目	金額(千円)
切手、収入印紙等	137
合計	137

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
神戸市	59,999
札幌市	52,566
京都市	50,203
神奈川県	40,219
埼玉県	38,874
その他	501,813
合計	743,677

ロ. 前受金

相手先	金額(千円)
医療法人桜十字病院	2,359
独立行政法人都市再生機構	1,944
名古屋大原学園静岡校	1,900
公益財団法人さいたま市産業創造財団	1,749
医療法人社団和恵会	1,458
その他	128,482
合計	137,894

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	事業年度終了後3か月以内
基準日	6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.zaigenkakuho.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年10月30日	時津 孝康	福岡県福岡市中央区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10位）	和出 憲一郎	神奈川県逗子市	当社の取引先の代表取締役	12	19,440,000 (1,620,000) (注) 4	取引先との関係強化のため
平成28年1月8日	時津 孝康	福岡県福岡市中央区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10位）	大島 研介	福岡県福岡市中央区	特別利害関係者等（当社取締役）	5	8,100,000 (1,620,000) (注) 4	経営参画意識の向上のため
平成28年2月16日	—	—	—	中村 望	福岡県福岡市早良区	特別利害関係者等（大株主上位10位）	44	—	A種優先株式の普通株式への転換（取得事由の発生）
平成28年2月16日	—	—	—	岸 哲也	福岡県福岡市早良区	特別利害関係者等（大株主上位10位）	30	—	A種優先株式の普通株式への転換（取得事由の発生）
平成28年2月16日	—	—	—	岸 政代	福岡県福岡市早良区	特別利害関係者等（大株主上位10位）	30	—	A種優先株式の普通株式への転換（取得事由の発生）
平成28年2月16日	—	—	—	佃 秀一郎	東京都新宿区	特別利害関係者等（大株主上位10位）	20	—	A種優先株式の普通株式への転換（取得事由の発生）
平成28年2月16日	—	—	—	時津 守	福岡県朝倉郡筑前町	特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等内の血族）	10	—	A種優先株式の普通株式への転換（取得事由の発生）
平成28年2月16日	—	—	—	時津 由記子	福岡県朝倉郡筑前町	特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等内の血族）	10	—	A種優先株式の普通株式への転換（取得事由の発生）
平成28年2月16日	—	—	—	グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ 代表取締役堀 義人	東京都千代田区二番町5-1	特別利害関係者等（大株主上位10位）	147	—	B種優先株式の普通株式への転換（取得事由の発生）

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年2月16日	—	—	—	Globis Fund IV, L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石 則文	P0 Box 10877, #10 Cayman Centre, Dorcy Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等（大株主上位10位）	84	—	B種優先株式の普通株式への転換（取得事由の発生）
平成28年4月12日	—	—	—	時津 孝康	福岡県福岡市中央区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10位）	56,000	36,400,000 (650) (注) 6	第2回新株予約権の権利行使による
平成28年4月15日	時津 孝康	福岡県福岡市中央区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10位）	株式会社 E.T. 代表取締役 時津 孝康	福岡県福岡市中央区平尾浄水町4番7号	特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10位） (注) 7	338,000	54,756,000 (162) (注) 8	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q－B o a r dへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第15条並びに上場前公募等規則の取扱い第14条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を東証においては、同施行規則第219条第1項第2号、福証においては有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (1)に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。

2. 当社は、東証においては同施行規則第254条、福証においては上場前公募等規則第16条及び上場前公募等規則の取扱い第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、東証又は福証が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。東証又は福証は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、東証又は福証は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、金融商品取扱業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、第三者機関がDCF法及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成28年2月24日開催の取締役会決議により、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記移動株数及び価格は、平成28年3月2日以前の移動については当該株式分割前の内容を、平成28年3月3日以降の移動については当該株式分割後の内容を記載しております。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
7. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10位）となりました。
8. 移動後所有者は移動前所有者の個人的持株会社であり、移動価格は類似業種比準方式により算出した価格を基礎として決定した価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	新株予約権
発行年月日	平成25年8月9日	平成25年9月30日	平成26年1月15日
種類	B種優先株式	普通株式	第2回新株予約権
発行数	231株	23株	普通株式 103株
発行価格	1株につき649,351円 (注) 3	1株につき649,351円 (注) 3	1株につき649,351円 (注) 3
資本組入額	324,675.50円	324,675.52円	324,676円
発行価額の総額	150,000,081円	14,935,073円	66,883,153円
資本組入額の総額	75,000,041円	7,467,537円	33,441,628円
発行方法	第三者割当	同左	平成26年1月14日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 東証の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び東証からの当該所有状況に係る照会時の東証への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他東証が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を東証が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 東証の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び東証からの当該所有状況に係る照会時の東証への報告その他東証が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を東証が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、東証は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成27年6月30日であります。
2. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。
- (1) 福証の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「上場前公募等規則」という。）第17条並びに上場前公募等規則の取扱い第15条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当その他福証が適当と認める方法以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び福証からの当該所有状況に係る照会時の福証への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の福証が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を福証が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 福証の定める上場前公募等規則第20条並びに上場前公募等規則の取扱い第19条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び

福証からの当該所有状況に係る照会時の福証への報告その他福証が必要と認める事項について確約を行ふものとし、当該書面を福証が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、福証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は、平成27年6月30日であります。
3. 発行価格は、第三者機関がDCF法により算定した価格であります。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権
行使時の払込金額	649,351円
行使期間	自 平成26年10月1日 至 平成32年12月31日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 平成28年2月16日開催の取締役会決議により、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額で記載しております。

2 【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
グロービス 4号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ 代表取締役 堀 義人	東京都千代田区二番町5-1	投資業	147	95,454,597 (649,351)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
Globis Fund IV, L.P. its General Partner, Globis Fund IV (GP), L.P. (常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石 則文)	PO Box 10877, #10 Cayman Centre, Dorcy Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町3-28)	投資業	84	54,545,484 (649,351)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)

(注) 1. グロービス 4号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund IV, L.P. は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 平成28年2月16日開催の取締役会決議により、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号 無限責任組合員 株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング 代表取締役 鴨打 裕	佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号	投資業	23	14,935,073 (649,351)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)

(注) 1. 佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 平成28年2月16日開催の取締役会決議により、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
森 新平	福岡県福岡市中央区	会社役員	32	20,779,232 (649,351)	特別利害関係者等 (大株主上位10位) (当社の取締役)
坂本 憲亮	福岡県福岡市南区	会社員	4	2,597,404 (649,351)	当社の従業員
田中 悠太	福岡県福岡市城南区	会社員	3	1,948,053 (649,351)	当社の従業員
中村 由依	福岡県福岡市中央区	会社員	3	1,948,053 (649,351)	当社の従業員
藤吉 高規	福岡県福岡市中央区	会社員	3	1,948,053 (649,351)	当社の従業員
坂本 はるか	福岡県福岡市中央区	会社員	2	1,298,702 (649,351)	当社の従業員

(注) 1. 権利行使を行った者につきましては、記載しておりません。

2. 平成28年2月16日開催の取締役会決議により、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
時津 孝康（注）1、2	福岡県福岡市中央区	338,000	26.38
株式会社E.T.（注）1、5	福岡県福岡市中央区平尾浄水町4番7号	338,000	26.38
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合（注）1	東京都千代田区二番町5-1	147,000	11.47
久家 昌起（注）1、3	福岡県福岡市中央区	110,000	8.58
Globis Fund IV, L.P.（注）1	PO Box 10877, #10 Cayman Centre, Dorcy Drive, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	84,000	6.55
森 新平（注）1、3	福岡県福岡市中央区	52,000 (32,000)	4.05 (2.49)
中村 望（注）1	福岡県福岡市早良区	44,000	3.43
岸 哲也（注）1	福岡県福岡市早良区	30,000	2.34
岸 政代（注）1	福岡県福岡市早良区	30,000	2.34
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号（注）1	佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号	23,000	1.79
佃 秀一郎（注）1	東京都新宿区	20,000	1.56
和出 憲一郎	神奈川県逗子市	12,000	0.93
時津 守（注）4	福岡県朝倉郡筑前町	10,000	0.78
時津 由記子（注）4	福岡県朝倉郡筑前町	10,000	0.78
廣田商事株式会社	福岡県福岡市中央区港2-8-25	10,000	0.78
大島 研介（注）3	福岡県福岡市中央区	5,000	0.39
坂本 憲亮（注）6	福岡県福岡市南区	4,000 (4,000)	0.31 (0.31)
田中 悠太（注）6	福岡県福岡市城南区	3,000 (3,000)	0.23 (0.23)
中村 由依（注）6	福岡県福岡市中央区	3,000 (3,000)	0.23 (0.23)
藤吉 高規（注）6	福岡県福岡市中央区	3,000 (3,000)	0.23 (0.23)
齋藤 陽子	神奈川県横浜市栄区	2,000	0.15
坂本 はるか（注）6	福岡県福岡市中央区	2,000 (2,000)	0.15 (0.15)
星隈 文子	福岡県福岡市早良区	1,000	0.07
計	—	1,281,000 (47,000)	100.00 (3.66)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 2. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
 3. 特別利害関係者等（当社取締役）
 4. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等内の血族）
 5. 特別利害関係者等（役員等により総株主議決権の過半数が所有されている会社）
 6. 当社従業員
 7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

9. 株式会社E.T.は平成28年4月15日に時津孝康より338,000株を譲り受けたことによって、主要株主となりました。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社ホープ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川畠 秀二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西元 浩文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホープの平成25年10月1日から平成26年6月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社ホープ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川畠 秀二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西元 浩文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホープの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープの平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月9日

株式会社ホープ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川畑 秀二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西元 浩文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホープの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第23期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年7月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ホープの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

b HOPE. INC